

翻刻 国文学研究資料館蔵貞享二年写『大蔵流能間』

落合博志

国文学研究資料館では平成二十一年度と二十三年度に、篠田融氏旧蔵の能狂言関係の写本を購入した。総計は七十七点で、大半は本狂言の写本であるが、間狂言の写本も数点含まれている。ここに紹介するのはそのうちの一点で、貞享二年に書写された、大蔵流の間狂言のテキストである。所収曲数は四十三曲と必ずしも多くないが、大蔵流としては寛永十年前後・寛永十二〜十三年・万治二年の虎明の本に次ぎ、松井本（貞享二年写）・鞍貫本（貞享四年写）・西村本（貞享四年以前写）と並ぶ時期の間狂言台本として、参看すべき資料と言えよう。

書誌を簡単に記しておく。横本一冊（十三・五×十九・五^四）。折紙列帖装であるが、後補表紙の上から右端を糸で隣つてある。そのため咽の両側の行では、文字の一部が綴じ目に隠れていることもある。料紙は楮紙。丁数八十丁（遊紙なし）。每半葉十四〜十九行。

奥書により、貞享二年二月二十八日に宇佐宮の賀徳氏が、豊後臼杵の大蔵又左衛門の宿所で書写したこと、親本は又左衛門の正本であり、その内容は大蔵弥右衛門の伝であつたことが知られる。賀徳氏については未勘であるが、「宇佐宮住」とあるので、宇佐神宮の神人で狂言も勤めた

人物であろうか。宇佐神宮近辺に加徳姓かとくの家があり、本書の筆者との何らかの繋がりが考えられる。^{（注）}また大蔵又左衛門は詳伝不明ながら、上房在住の狂言役者らしく、臼杵藩稲葉家のお抱えであつたことが知られている。「稲葉右京様」は、当時の臼杵藩主稲葉貞通である。弥右衛門（大蔵本家当主の通り名で、ここは虎明か）の伝を受けているので、大蔵本家の一族ではあろう。なお前見返にも奥書と同年月日の宇佐宮の津久井氏の書写記があるが、本文や奥書とは筆跡が異なり、後の書き入れかと思われる。ただし奥書と同じ年月日の書写記の形にした理由は明らかでない。

大部分は一筆と見られるが、前見返の津久井氏の書写記と永喜多此右衛門の署名、目録の曲名下の片仮名、目録になく「作左衛門写之」とある冒頭の「善千鳥間」、および一部の注記は後に書き入れられたものと推察される。^{（注）}表紙の貼紙の朱書は旧蔵者篠田氏による整理番号で、一丁表の貼紙のペン書は篠田氏が古書店から購入した際のメモであろう。題簽の文字も篠田氏の筆らしい。なお題簽に「大蔵流狂言」とあるが、本狂言ではなく能の間狂言のテキストなので、仮に『大蔵流能間』の書名を

用いた。貞享二年松井兵右衛門書写の本を「貞享松井本」、貞享四年鞍貫勘四郎書写の本を「貞享鞍貫本」と呼ぶ例に倣い、「貞享賀徳本」と呼ぶことも可能であろう。

当館収蔵後に作製された布張りの帙に収める。「篠田融旧蔵能狂言写本コレクシヨンの内。請求番号41-74。

なお主として時間的な都合により、今回は翻刻のみに止め、解題は次号に回すこととした。この点を諒とされたい。次号にはコレクシヨンの全体の目録も付す予定である。

(注1) 寛文八年以降の宇佐神宮における神能(九月二十日を式日とする風除奉賽祭の能)等の記録である『宇佐八幡宮神能明覧』によれば、天保元年と二年に「油屋岩太郎」が狂言や能の間狂言を演じているが、井本哲一氏「昭和十九年七月宇佐神宮風除奉賽祭奉能出仕者及屋号並所在地図面」(『豊日史学』第五十五巻一号、平成二年五月)ではこの人物を「加徳氏」と注記している。また同稿付載の宇佐神宮門前の町場の図面によれば、油屋のある新町とそれ北の米町に、加徳姓の家が計三軒見られる。本書の筆者は岩太郎の何代か前の先祖の可能性もあり、然らずともこれらの家と同族かと推定される。なお住所は不明ながら、明治三十一年一月十六日付の宇佐神宮社務所の棟札に、「泥工頭 加徳千代次郎」の名が見える(佐藤正彦氏「近世宇佐神宮建築工匠の係累と足跡」、『宇佐神宮の研究』平成七年八月)。

(注2) 『宇佐八幡宮神能明覧』により、永北此右衛門が明和四年から寛政十一年にかけて、(翁)の千歳、狂言や能の間狂言を演じていることが確認できる。また同書によれば、此右衛門の孫に永北作左衛門がおり、文政十一年から明治八年までの出演記録が見られる。「善千鳥間」を加筆した「作左衛門」は

この人物と見てよからう。「善千鳥間」の書かれた頁と後見返に「永北」および「永北ノ之印」の朱印を捺したのも、恐らく作左衛門と思われる。なお永北氏の本姓は津久井氏であり(注1佐藤氏稿参照)、前見返の貞享二年の書写記も永北氏の誰かによるものであろう。あるいは、此右衛門の子で作左衛門の父の良右衛門であろうか。ただし署名と筆致は異なるものの、此右衛門筆の可能性も考えられる。

〔翻刻凡例〕

- 一、曲名の字下げ、曲と曲の間の空行など、書式についてはある程度統一する。
- 一、ワキとの問答部分や和歌の引用の前、独白の切れ目などにおいて底本が空白を置いている箇所は、翻刻でも空白を設ける。
- 一、改行は、本文については意図的に改行してある所でのみ行い、奥書等は底本通り改行する。問答部分で文と文の間の空白か意図的な改行か判別しにくい場合は、適宜に判断する。
- 一、演出注記等の注記類は、二行または三行の短い割書の場合はその形に翻刻し、他は続け書きに改める。
- 一、行間に書き入れられた別の詞章は、その形の通り翻刻する。なお、「十五飛雲」において冒頭から途中までの行間に書かれた詞章(表記は異なるが当初の本文とほぼ同文)は、当初の本文の後に翻刻する。
- 一、表紙等の貼紙や題簽に書かれた字は、「」で括る。
- 一、丁の表裏の変わり目を、「」で示す(表紙もこれに

准ずる。後者については、余白を残して改丁している場合もあるが特
に注記しない。なお、丁次を『¹⁴』の如く表示する。

一、本文には私意により句読点を打つ。なお「二十八水室」には途中まで
「。」点がほぼ句読点に相当する位置に打たれているが（同曲に多い改
訂と並行して、後の所持者により施されたものらしい）、必ずしも完全
ではなく、また後ろ三分の一ほどは全く打たれていないので、それは
翻刻せず別に句読点を打つ。

一、演出注記における謡詞章の引用などは、「」で括る。

一、「七うき舟」「十三あこぎ」「十七道盛」「二十一げんざい夜鳥」「二十五飛
雲」「三十六富士山」の各曲には、所々に「。」または「◎」の記号が見
られる（「二十五飛雲」には「◎是より」「◎是まで」とある）。これは、そ
の間の詞章を省略してもよいことを表すらしいが、「。」は句点と紛ら
わしいので、便宜「▽」と「△」に置き換えて示す。

一、漢字・仮名とも通行の字体を用いる（「より」の合字は開く）。なお、
「嶋」など一般性の強い漢字の異体字等を併用することもある。

一、漢字・仮名のいずれとも解釈可能な字は、適宜に判断する。

一、片仮名字体および片仮名・平仮名共通の字体のうちニ・ハ・ミは、
片仮名として翻刻する。

一、片仮名の繰り返しは「ㄥ」「ゞ」を用いる。

一、「見」の下の「へ」か「え」か判じ難い仮名は、「へ」とする。

一、底本に濁点がある場合は、字の右に「・」を付す。ただし振り仮名
の濁点については「・」を省く（具体的には、目録の「善堺^{セザキ}」、「二女

郎花」の「女^{じよ}らう」、「十七道盛」の「女^{にやうぼう}房立」、「二十狸々」の「味^{あじ}」
「長^{ちやう}おん」、「三十四岸洞」の「御^ご在^{ざい}陳^{ちん}」、「赤^{あか}頭^{あたま}」、「四十三会盟」の「り
ん国^{くに}」。濁点が不明瞭であったり、墨汚れと区別しにくい場合もある
が、適宜に判断する。

一、底本の濁点のほかに、私意により濁点・半濁点を打つ。清濁につい
て時代等による相違がある語は、原則的に謡曲の本来的な発音に従う。
謡曲に現れない語は適宜に判断する。

一、虫損・墨抹等で読めない字は、□を当てる。

一、字形は明瞭であるが判読できない字は、■を当てる。

一、右二項において、推定できる場合は、（某カ）と注記する。

一、墨抹・見せ消し符号や上書き等によつて消された字は、「×某」とし
て示す（読めない字は□を当てる）。ただし、書きさして完全な字を成
していない場合や、字形や位置の修正のために同じ字を書き直した場
合は示さない。

一、補入された字は、「」で括って示す。行末などで位置的に補入かど
うか判別しにくい場合は、墨色によつて判断する。

一、誤字・脱字・衍字と考えられる場合、または推定される場合は、そ
の旨を注記する。ただし他本との比較によつて推定される誤字・脱字
等については、解題において言及することとし、原則として注記しな
い。なお誤字・脱字を指摘または推定する場合の仮名は、原則として
歴史的仮名遣い（濁点を打つ）による。

一、字形の不整や字画の欠損等により翻字が必ずしも確実でない場合は、

(?) を付す。

一、翻刻に関する補記を、当該箇所(1)(2) …の番号を付して、翻刻の後に記す。

なお、底本には通常は読み難い訛字や正格でない崩し字が少なくないが、一々は指摘せず著しいもののみ注記することとし、なるべく筆者の意図に添って読んだことを特に断っておく。

「狂言第百四拾四号一冊」(貼紙に朱書)

「大藏流狂言列朝(帖カ) 改装
貞享二年
四十三番」(題簽) (表紙)

此本書違落字
有之候間見合せ
御覽可有事

貞享元年二月廿八日書之

豊前宇佐宮津久井氏

永喜多此右衛門(花押) 』(前見返)

「十四年五月

伊賀上野 沖森より

「×五」タ、ルル」(貼紙にペン書)

一 鍾馗 二拾四
一 湿衣

二 女郎花 二拾五
一 飛雲

- 一三 善堺セカイ
- 一四 遊行柳
- 一五 うねめ
- 一六 野々宮
- 一七 うき舟
- 一八 玉かづら
- 一九 たまタマまマ
- 一十 野守
- 一一 鶴飼
- 一二 熊坂
- 一三 阿漕
- 一四 舟橋
- 一五 白楽天
- 一六 あらし山
- 二拾六 紅葉持(狩カ)
- 二拾七 賀茂
- 二拾八 氷室
- 二拾九 白髪
- 三拾 老松
- 三拾一 にしきシ
- 三拾二 椿墳シキミ
- 三拾三 草薙ナギサ
- 三拾四 岸洞ガントウ
- 三拾五(一) 生勢「×イクセイクニヘ
- 三拾六 富士山
- 三拾七 諸社書写山

『十』

- 一七 道盛
- 一八 田村
- 一九 かねひら
- 二拾 猩々
- 二拾一 現幸(在カ) 媯
- 二拾二 刈茅カルカヤ
- 二拾三 犀サイ
- 三拾八 千引チビキ
- 三拾九 億(信カ) 夫「×ラクマ」ラクマ
- 四拾 寒山カンロン
- 四拾一 鷲サギ
- 四拾二 太世タシ太子
- 四拾三 会盟クハイメイ

善千鳥間

外が浜ざひ処之者との御尋者、いか様成御用ニ而候ぞ。シカ〜。さん候、あれニ見へたる高茂がりやの内こそ、其りよふしやニ而候間、あれへ御出有ておたずね候へ。シカ〜。又御用の事候へ者、仰「×」候へ。心得申候。(印記「永北」二顆)

作左衛門写之(印記「永北」之印)『²』

一 鍾馗

是ハ此あたりに住居する者ニて候。此間は天気もしか〜とも無御座候により、薪をはこばせ不申候。今日は一段の天気ニて候ほどに、たきど

をはこばせ申さばやと存ル。誠ニ、それがしも此あたりにてはかくれもなき山持にて候が、人まかせに仕候得バ用木をきつてたきゞ(に脱カ)仕候間、今日はそれがしが参、薪をはこばせ申さうとぞんずる。

いや是成御方ハ、此他(2)にてはみなれ申さぬ御方にて候が、いづくより出たまひて候ぞ。「是は存もよらぬ事を御たづね被成候もの哉。我等も此処ニは仕候へども、くわしくハ不存候。乍去、御たづね被成候事をぞんぜぬと申もいかゞなれ(は脱)、凡聞及たる通り、物語申さうずるにて候。

去程に、鍾馗と申たる御方の出させられたる所は、しうなん山ノ他より御出ありたる様申伝へ候。扱そのせうきと申たる御方は、少年の時よりも学文御透なされ、夜ひるのさかひもけいせつ(3)のまどにむかいて、学文のいとまなく被成たる故に、何事(×)に(4)てもくらき事ハ御ざなかつたると申。さあ(前カ)るによつて、其上たいそのの時仕へ申されたる臣下の様に承り候ハ、ぶとく年中とやらんに、その時のしんじ(5)にゑらミ出され、きうだいを□□たまいたと申。誠ニけいじゆつくらからずといへども、其時の御仕合如何御座ありけん、其きうだいなわずして、すでにらくだい「×の」に及給ひければ、鍾馗のおぼしめしける様は、きうだいなわず、日比の学文までも無になるうへは、何のめんぼくあつてこきやうへ返り、式度「しんぞくほうゆふにま見へ申さんやとて、なんぼう心のたけき御方にて候ぞ、則でんかいにてかうべヨくだき、ついにむなしくなりたまひて候。されば御事じやうぶんに達仕すれば、てんし其心指ヲ多いがん有て、かたじけなくもしがひにりよくぼうを給わつて、都のうちにはうむり給ひたると申。左様の事誠ニてもや候ひけん、鍾馗

の為にはきうだいの御しすましありたるよりはいやましの様に、いまにおいても申ならわし候。されども鍾馗のぼう(1)しん、しうなん山に鬼わうとなつて、今において御座有由申候へども、是ハ何とやらん誠しからぬ御事にて候。惣じて鍾馗の御事は、色々さまざまに申せども、先われらのきよおよびたるは、大方如此にて候。唯今の御尋、太ふしんニ存候。是ハ義思(不思議カ)成事を仰候物哉。此他ニ左様の人は御ざなく候が、扱はせうきの御ぼうしんあらわれ給ひ、こゑ言葉を「御」かわし被成たると推量仕候。左様の事も、ぞうくわんの被成たる「×ヲ」かたじけなさをわすれたまわず、何事なりとも「間の他ニきどくを見せ給ふずるとおぼしめし、(6)■(顛カ)たまひたるとぞんじ候間、しばらく此所ニ御逗留被成、鍾馗の御あとを御弔ひあれかしと存候。」

二女郎花

是ハやわたの山下に住居仕る者にて候。誠ニ此所のおみなべしは、さすが名草なれば、ほどとおきかたよりも比(皆カ)見物ニ参るに、所ニありながら見申さぬはおろかなる事にて候。(ことく)先いにしへ、此所ニ小野々頼風ともうすひとの御座ありたるが、そせうの子細あつてながく(7)さい京被成候間、とある御方とより合、其時はたゞかりそめの様(に脱カ)御ざ候へども、後にはたにことなくちぎりをこめられ、かならずゆくすへまでもあいかわるまじなど、念比に御約束被成たると申。然所ニ、「よりかぜせせうの事もおぼしめすまゝにかなひ、此やわたへ御くだり候へども、せ上ひまなき御身なれば、久鋪御いんし

んもなく候間、ある時都の御方此八幡へ尋下り、よりかぜの方へ御出
りければ、おりふしよりかぜ山上に御入ある御留主の事なれば、内より
も事あらゝか成返事ヲ申。かの御方あきれはて、扱はみやこにて位お
れたるは皆いつわりにてあるもの、女「×心ごころ」はかなさは、是
まで尋下りたる口おしさよ、もはや命ありてもせんなしとて、あの放生
川ゑ身ヲなげられ候間、あたり』の者どもおどろきさわぎ、頓テ取あげ
候へども、はやむなしくなりたまひ候。とかく申内ニ、よりかぜ山上よ
り御くだり候が、放生川のほとりに人おゝくこぞり候をふしんニおぼし
めし、たちより御覧じければ、都にてより合まいらせられたる御方にて
候間、きもけしせんびやくいたまへどもかなわずして、扱あるべきにあ
らざれば、此野辺の土中につきこめ、そのまゝよりかぜも身ヲなげられ
候間、是ヲも取あげ、かのつかとおしならべてつきこめ、則男づか、女
づか(と懸申ならわし候。また女郎花と申は、かの女らう』の身ヲなげ
られしおりふし、山ぶき色のきぬヲ「め」されしお「×りふし」、そのまゝ
つかにつきこめたるが(？)、そのきぬ草となつておい出たるゆへに、此
所のおみなべしハ名草にて御ざ候。扱唯今の御たづね、ふしんニ存ル。
それはうたがいもなき、よりかぜノ御ぼうしんにて御ざあらうずると存
候。つねのこく。』

三善塚

是ハひるひ山いむろの僧正の坊に仕へ申、能力にて候。それがし此くわ
んじゆヲ持是へ出ル事、よの儀ニあらず。扱もたいとうの天狗のしゆりや

う善界坊と申者、是ハ大唐にて候(ハカ)かくれなき天狗にて候が、日本へ
渡テ仏法ニさまたげヲさそうずす(？)との事にて我朝へこし被申候が、先
あたご山へ参り、太郎坊ニ案内ヲこい被申候。太郎坊いで合、こなたへと
せうぜ「ら」れ候所に、是界ぼうはあたご山の気色ヲ見て、近比見事な
る所にて、我等(？)ときの者のすまふずる所」にて候、是にうへこし「テ」
有間鋪いとほめ申されて、如此大唐ニも、いわう山、しやうりう寺、は
んにやだいニ至(？)るまで、ことごとく我道に引入候、うけたまわれれば、
日本は左様の事もなきよしにて候が、何とて太郎坊はさまたげ給わん(ぬ
カ、「×然者」しかれば我等がさまたげ申さんと存、是まで参りて候が、何
と御座あるべき「×」ぞ、同じく御心ヲ一ツとして力をそへ給へかすと
被申ければ、太郎坊、其事にて候、われらも内々は左様ニ存じ候へども、
先以日本は小国といへども神国也、殊更仏法もさかん成間、左様の儀』
如何な、乍去同心は申さうずか(るカ)、まづあれに見へたるハ比ゑい山と
てけんみつけんがくの所也、先々「×口」都こゑ御出あつて、其後ひゑい
山へ御出被成、心のまゝにうかがい申され候へとて、さつとたいさんい
たされ候。さるほどにかの是界坊、都にて様々のきどくヲなし申され
て候ほどにニ(行)、僧正の坊に、御出あつて御きとうあれとの御事にて候。
僧正も御車ヲはやめられ候へども、先々少もはやく此くわんじゆヲ持テ参
れとの御事なるにより、是まで罷出た。いそひで参らう。誠ニ我朝ハか
いひやくよりこのかた神国にて、「殊ニ仏法はんじやうの御国にて有ニ、
是界ぼうがぶんとして、我朝ニさまたげヲなさうずるとの事は、かたは
らいたひ事じや。わきへ、いや、つち風が吹てとおつたれば、身ノけが

よだつておそ「ろ」しうなつた。是ハかのぜがいぼうがふかすると見え
た。此分ではまいらねばならぬ。いそ「×」いで参らう。ことに太郎ぼ
うの我朝の事をよく御ぞんじで、今まで何のりやうじおもめされいで、
たとへ是界が申さるればとて、同心申さうずるとある事ハ、是ハ太郎坊
のふん別「×」ちがいかと存ル。わゝ、是ハいかな事、大風「×」で道すじが
見多ぬ。是では中くゝゑまいるまひ。とかくぜがいぼうとねぢやう事は
なるまいほどに、先これより罷返らうする間、もしたのふだ人の御尋候
ハゞ、「×大土風」くわんじゆヲ持是まで参り候へども、大土風がふいて道
すぢが見へがたいにより、是よりかへりたるよし、御ぞんじの方くゝは
御申あつてたまわり候へ。其分心得候へ、くゝ。

四遊行柳

此当に住居仕る者にて候。此間ハ「いづかたへも出ず候間、今日ハふる
つかの柳のあたりへ罷出、上下の旅人おも見て、心ヲ「○」(慙カ)ばやと存
ル。ひまさへあらば毎日出申さうずる事なれども、かなた此方「○」とい
たし、ゆさんニ出る事も無御座候。

去程に、是成柳の子細と申は、仁皇七拾四代「×」鳥羽院の下北「×」西
面の侍ニさとう兵衛のりきよと申たる御方の「御」座有たるが、ほつし
んのおこし、其名ヲ西行ほうしと付給ひ、諸国ヲしゆぎやう被成候が、
陸奥へ御下向之時、此所ヲ御通り被成候。比は六月のじぶんニてもやあ
りたるが、『此川下より此辺の御覽すれば、川ぞいニくち木の柳のあ「×」
り」るを御らんじ「○」(てカ)、定らずしくや有らんとて此辺へ来りたまへ

ば、あんのごとく木影より風す「ず」敷吹候程に、しばらく此柳のもと
に立やすらいテ、このやなぎにむかい一首のうたヲあそばしたると申。
其時の御うたハ、道のべに清水流るゝ柳影、しばしとてこそ立とまりけ
れ、とか様ニあそばされたると申。誠ニ「さすが御」でんじやとは
申ながら、かゝるかじんの言葉にあづか「×」り「」(るカ)ほどの木なれば
とて、今にふるつかの「柳」と申て、皆ひと名木の様に申ならわし候。
いづれもこのや」なぎは子細ありそふニ見へ申により、はじめて御通り
のかたぐゝは、御ふしん被成るゝ御事にて候。去程に、むかしはあの道
なくして、あれに見へたる一村のか此方の川ぎしより、是成道へ通申た
るげに候。左様ニ候得ばこそ、先年遊行上人おくへ御下向の時も、此ふ
る道ヲ御とをりありたると申候。しかとは不存候。扱は我等のすいり
やうニは、うたがいもなきくち木の柳のせいにて御ざあらうずるとぞん
じ候。誠ニ草木心なしとは申せども、心の御座あるはしつじやうにて候。
それヲ「いかにと申に、ふるつかの柳のもとにてすがたヲ見うしなわれ」
は、うたがひもなきくち木の柳のせいにて御座あらうずるとぞんじ候。
左様ニ候ハゞ、しばらく御逗留あり、「×」御きやうおも御とくじゆ被成、
ぶつくわにいたらしめて御とおりあれかしと存候。

五うねめ

先当社春日大明神と申は、ぢんごけいうん弐年に、かわちの国ひら岡の
せうより飛うつり御申被成た「」と申。其おりふしは此山も葉山「
にて御「ざ」有たるが、其時の御たくせんに、木ヲうへてゑさせよ、お

もふ所望をかなへんとの御たくせんにて候間、我「×を」もくと木ヲうへしんじ申ほどに、か様のみやまと成たると申。又只今御たづね被成たるうねめと申御方は、雨ノみかどに仕へ御申ありたるとやらん申が、はじめはきミのゑいりよに出来ない、くんぺんの少■(もカ)さりたまわず、御なさけあさからず御ざありたるが、何とやらんちとすさめまいらせられ候間、女生のはかなさは、御心かわりゆきてはしよせん命ありてもせんなしとや思召け』ん、此さるさわへ御身ヲなげられ候。左様の御事もぞんぜず候所に、あれ成柳の木にめしたるきぬヲかけおかせられ候間、ふしんのなし、いけの内ヲ見わたせば、うねめの身ヲなげ給ふ。おどろきさわぎ、頓而そもん申ければ、君きこしめし、あわれとやおほしけん、今度うねめのすがたヲゑいらんあるべきとて、此さるさわへみゆきありたると申。則うねめのすがたヲゑいらん被成候へば、はやにうわのすがたひきかへ、いけのもくずなど御ぐしにみだれ相、あわれなる様躰をゑいらん被成たると申。左様」の事ヲさる人の御哥に、わぎも(こ)がねぐたれがミヲさるさわの、いけのたまもと見るぞ「か」なしき、とか様によまれたると申。扱只今ハ何と「×て」おほしめし御たづね候ぞ、ふしんニ存候。それはうたがいもなき、うねめの御ぼうしんにて御ざあらうずると存ル。』

六野々宮

先此野々宮と申子細は、いせさいくうにたゝせたまふひと、かりにうつりましますをしやう「×口」じん屋にて御ざ候。此所にて御身ヲきき(よカ)

められ、それよりかつらのほらいにあわせられ、いせへ御下向あり、たけのみやこに住たまふ。古へせんぼうの御ひめ宮さいくうに御立あらうずるとて、此の宮ゑうつらせられたると申。またみやす所うつらせられたるやうだいは、せんぼうにおくれさせたまいてより、光源氏みやす所をちやうあい被成、御ちぎりあさ」から「×ぬ」ず御座有「×お」たるが、ちとす「さ」め参らせられ候間、みやす所おほしめすは、源氏の御心もかわりゆき、よろずたよりなくならせられ候間、都に御ざありてもせんなし、しよせん御ひめみやともろともにいせへ御下向有べしとて、此野々宮へうつらせたまふ。源氏此由きこしめし、みやす所の御こと「×ば」ハさすが■(つカ)らきものにはおほしめしはてたまわ「×せ」ぬ御事なれば、今度御たいめんあり、かの御しん中をとむらいたまわうずるとおほしめし、長月七日之比、げんじ此所へまふでさせたまふ。』然どもさすが御しやうじんやの御事なれば、いがきよりうちへはかない不申候間、其時源氏の御手に紳のゑだヲいさゝかもたせられ、かわらぬ色ヲしるべニと仰られ、いがきの内にさしおきたまへば、みやす所御らんじて御うたに、かみがきはしるしの杉もなきものを、いかにまがへておれる紳ぞ、とか様によみたまへば、頓而源氏の御哥に、おとめこがかざしと思へば紳葉の、かをなつかし「×き」みとめてこそおれ、とあそばし、明日御帰り候時も、なごりおしげに御返りありたると申せども、源氏などの御事は「うへつかたの人は御存知有べけれども、我等ごときのもののはさだか成子細は存せず候が、只今(の脱カ)御尋、ふしんニ存「×候」ル。それうたがふ所もなき、みやす所■御ぼうしんにて御座あらうずると存候。

それヲいかにと申に、みやす所の御心中おそろしき御方なり、殊に源氏此所へまふでさせ給ひし長月七日、則けふにあたり候間、古へハゆかしくおぼしめし、あらわれたまひたると存候間、ありがたき御御(衍)経なども御どくじゆ被成、

つねのことく。』¹⁵

七うき舟

先うき舟と申たる御方は、八の宮の三番めの御そく女ニて御ざありたると申。則あげまきの大きミ、中の君、三ノ君と申て三おわしまま(衍)したるが、中の君はにわう兵部のきやうと夫婦の御かたらいをなしたまふ。また三の君は源氏第貳の御子にかおる大しやうどのと申御方とちぎり、ひよくれんりの御かたらい不浅御ざありたると申。然所ニ、ある夕暮ニにわう兵部きや「×き」¹⁰う、三の君ヲ御覽じておぼしめしまどわれ、い「ろく」のゑんの頼ミ、かおる太じやうにまぎれゆめかとのミの御ちぎりニて、それより互ニ御心ヲうつされ、ある時ハ御舟にめして、ちばなの小嶋のあた(り脱カ)へ御出あり、兵部きやうの御うたに、としふともかわらぬ(んカ)物かたちばなの、こじまのさきにちぎる心は、とよミたまへバ、その御返哥に、ちばなの小嶋の色はかわらじを、此うき舟ぞゆくゑしられぬ、とあそバしてより、三の君ヲうき舟と申ならわし候。左様ニたびもかさなり、はや世上にかくれなければ、うき舟おもはゆくおぼしめし、』¹⁶有夜御ねやヲ忍び出、此うちがわへ身をなげんとしたまふ所ニ、おりふし川なミあらく物すさまじく候間、さすが御身ヲなげ「×お

たまふ事もならず、いかなるへんげの物なりとも、我を取うせよかしとなげきマたまへバ、御一ねんも通じけるか、こくうにつかんでうせたるが、また此うぢの里にすておきまいらせ候。△それより「御」心うつゝく(衍カ)なくなりたまひし(てカ)候。其おりふし、横川の僧都の御は、初瀬へ御参りありけるが、御下向にうき舟ヲ見付たまひ、御むすめをうしないたまふニ見めかたちすこし「×を」もちがい「たまわねば、頼而おのゝ里へつれまいらせられ、則僧都御物のけヲ御いのりあり、その後には御ぐしをおろされ、すみぞめに御身ヲや「×く」つし、ついにおのの里ニてわうじやうをとげたまひたると申。先我等のきゝ及たるは、如此ニて候。只今(の脱カ)御たづね、ふしん口(ニカ)存ル。それはうたがいもなき、うきふねの御ぼうしんニて御ざあらうずる。¹⁷つねのことく。』

八玉かづら

先たまかづらと申たる御方は、御「×はこ」ちゝハとうの中將どのと申「×たる」て、御は「ハ」夕良のうへと申たる御方にてわたらせたまふ。扱その御母夕良のうへは、都何がしのいんニてうせたまふほどに、よろづたよりなくならせられ、「×御」つくしにさる子細ありて、めのとの女玉かづらの四才の時つくしへ御とも申され、久敷でんじやの御住居被成、はや御としも拾八九にも御成候所ニ、つくし人に太夫のげんと申て「いろこのミ成あく道人ありしが、玉かづらの御事を聞テめのとに色く申せども、さらにがてんもなく候間、さあらはむばいとり可申としきりに有しほどに、めのとおもわれ候は、兎角是におきまいらせてはあしかるべ

しとて、はや舟ヲこしらへ都をさしてのぼせらるゝを、太夫のげん聞て、おひて舟ヲこしらへおつかけ申せどもかなわず、玉かづらハ都の地ニ御着あるが、舟ぢにもなんぎの御ざ候間、御りうぐわんなくてはかのふまじいとて、当寺はつ瀬のくわんおんは』もろこしまでも其きこゑ候得ば、都の地ニなんなく御付あらば、当寺へ御参あるべきとの御事なれば、御りうぐわんのきどくにや、何事なく御ふね付申候間、則当寺へ御参りありたる所に、また都ニ夕良のうへの御めのとこにうこんと(脱アルカ)女房、夕良のうへにおくれさせ給ひてより源氏の御かたに候へしが、今度度たまかづらにあいたきと、此事いのりに初瀬へ月まふでしたまいしが、当寺の御りしやうニや、式本のすぎのもとにてうこん玉かづらにゆき相、たがいになのめならずの御よろこびニて、其まゝ当寺より都へ御とも申され、すへはんじやうにさかゑたまふ事も、当寺の御りしやうなるよしうけたまわり候。只今の御たづね、ふしんニ存候。

それはうたがいもなき、たまかづらの御ぼうしんニて御座あらふする。

此所にては御はてなく候得ども、当寺ヲ事外しんがふ被成たるげに候間、これに御しうしん(ヲ)のこ(×)し(レ)されたるとぞんじ候間、つね(ノ)こ(ト)とく。

九たゑま

門前の者と御たづねは、いか様なる御用ニて候ぞ。つね(ノ)こ(ト)とく。先中将姫と申御方は、はいたい天皇の御宇に、よこはぎの右大臣とよ成と申御方の御そくじよニて御ざありたると申が、けいぼの御さんげんにより、ひば

り山にすておきまいらせられたると申。されども中将姫、左様の御事ヲもいといたまわず、只一心にひもの御ぼだいの為きやう念仏あり、月日ヲおくりたまふが、有時父の大臣どのみかりを御さた有、ひば(符)りやまへわけ入たまへば、たに相にしばのいおりをむすび、うつくしきひめ君一人おわします。大臣どのふしぎにおほしめし、いか様なる御方ぞと尋たまへば、我わとよなりのそく女なるが、けいぼのはからいにより此山へすておかれ、如此なる御住居有由仰られければ、太じんのきこしめし、ごん(ニ)カ(カ)道(断カ)の事、左様のこと我わゆめニもしらぬなり、たゞ何事もゆるしたまへとて、そのまゝならのみやこゑ御供あり、いねうかつがふ御申有、然ども中将はごせぼだいの事をのミおぼしめし、ならの都をし』のび出、かちはだしニて此寺へきたり、是ニて御ぐしをおろし、御名をにんらいと付、我正身のあミだ如来ヲぢきにおがミ不申は、此だうちやうお御出あるまじきとのきんそくのぐわんヲおこしたまふ所に、有時念仏どつきやうのおりふし、老女老人御前にきたりたまふ。中将姫ふしぎニおぼしめし、いか様なる御方ぞと尋たまへば、我を御よび有ほどに来りたると御申候得ば、中将姫、我は念仏ヲ申候が、扱はあミだ女来ニてましますかと御ぢやう候へば、中(ノ)の事、御身女人なるにより、老(ノ)女(ト)とげんじ来りたると御申候得ば、中将、扱は我日比のねんぐわんかない、正身のあミだ女来ヲじきにおがミ申事のありがたさよと、かんるいヲおさへがたくて、とてもの御事に、まつせのしゆじやうさいどの為、きどくおのこしおかるべきと御申候得ば、さあらばはすのいとニて、ごくらくのミやうそうをまんだらにおりあらわしてまいらせ

んとて、たてよこちやう五尺のまんだらヲおり立たまふ。なんぼうあ
りがたき御事ニて候。先当寺においてまんだらおり給ひしらいれき、
大』方如此ニて候。²¹

それがしのすいりやうには、老女はあみだ女来、今一人の女人は中将姫
にて御ざあらふずるとぞんじ候。是と申もおひじりたつとくましますに
より、あらわれ出御ことばヲかわされたると存候間、是に御逗留あり、
しんくくわたくしなく、かさねて中将姫の誠の御すがたヲ御らんあれか
しと存候。

十のもり

か様ニ候者は、南都たるいあたりに住居するものニて候。今日(？)は「
春日のゝあたりへ罷出、心を慰ばやと存ル。僧ヲ見付、つねノごとく。「見なれ
中さぬ御僧成が、何方より御出候ぞ。」

先此春日野において、の守のかゞミと申(ハ)、則是成水ヲ申ならわし候。
その子細は、此のをまもる者の候いしが、其かけをうつし見申により、
のもりのかゞミとも、またはの守の水とも申候。然ばむかし、ある人此
野においてみかりヲ御さた候いし時、御たかヲ見うしない、爰かしこヲ御
尋被成れども、御たかのかゞミ多しれ不申候所に、一人のもりのありし
ほどに、御たかのかゞミ多しりてあると尋候へば、かの者こた多申様、
さん候、御たかはあれ成水のそこに候と申ければ、かり人ふしんニおぼ
しめし、たちよりに御覽候得ば、水のそこには御たかの候ら(は脱)ずし
て、そのうへなる木に「×こいおとつて」い申たるが、水にうつりてまさし

く見多候(を、いまのもりは、御たか水のそこにい申とこたへ候)。こ
こをもつて御うたに、はした(か)ののりのかゞミ多てしがな、思
ひおもわずよそながら見ん、とか様によませられたると申。また誠のの
もりのかゞミと申(×口)子細は、これ成つかにきちん経候が、其おにの
持たるかゞミが誠の野守のかゞミ(×み)ニて御ざあるよし申。先」此春
日においてのもりのかゞミの子細、我等の承りたるハ如此ニて候。
それはうたがいのなき、此つかにすむきちんにて御ざあらふずると存候。
左様ニ候ハゞ、しばらく御逗留あり、是ニて御つとめなど御さた候いて、
かさねてきどくを御らんあれかしと存候。何ニても御用候ハゞ、仰付
られ候へ。

殺生禁制ノ所成事、いさわ川上下三里が間の氏神八幡ニて御ざ候故、殺生ノ利ヲ以テせつし
やうヲとむる也。』²³

十一 鶺鴒飼

此せりふ、ぬ多と少もたがわず。ぬ多には、すさきのだうと申。是ハ、川さきのだうと申。
又ばけもの海からあがると申所ヲ、川よりひかりもあがると申。こればかりちがひなり。
存もよらぬ事ヲ御たづね候物哉。されども此様躰ハよくぞんじて候ほど
に、語てきかせ申さう。

そうべつ此いさわ川と申は、上下三里が間はかたくせつしやうきんだん
の所ニて、むさとうをゝとる事ならず候。然所に何者ともしれず、よる
く此川へしのび出うおつかふほどに、此所のわかいものども聞付、に
くいことにて候程ニ、せひともとらゑてかうだいの「ためしにせいばい

いたさうずると申て、みなく申合、ある夜此川のつまりぐに待うけ
い申所ヲ、うんのきわめのかなしきは、かの鶴つかいねろふ所ヲゆめにも
しらず、うおつかふて上る。待まふけたる事なれば、其まゝひとつら
へて見れば、此川下に岩立と申所のうつかいなり。かの者とらへられて
めいわくし、か様のせつせうきんだんの所とは不存、鶴「ヲ」つかい申
た。此以後つかい申まじいほどに、此たびはひ□(ら)に御めん候へと
て、手ヲあわせ色々わびごといたしかなし候ほどに、かたはしより申
事ハ、『老人の身(と脱カ)いゝあまりいたわしき事なれば、まづ此度は
たすけよと申ものもあり、いやゝかほどのとが人を何とてたすくべき、
たゞころせよと申人もあり、とりぐに申ほどに、兎角頓而一せつたし
やうの利にまかせ、ころすに何の子細のあるべきぞとて、まづ竹ヲとり
よせ、よくわらせてすにあませ、かの鶴つかいヲその上にねさせて、く
るりぐとひんまいて、よ所五所しつかといわせ、大き成いしをくくり
付、此いさわ川の一のふかき所にだんぶとなげいれ、ふしづけニ仕候が、
只今の御たづね、ふしんニ存「×候」ル。扱は是へ上るひかり物ハ、其の
うつ「飼のぼうしん」にて御ざあるよな。是と申も、お僧たつとくましま
すにより、一べんのゑかうもあづかりたくぞんじ、すがたをま見ゑ、が
うりきの鶴ヲつかふて御目にかけたるとぞんじ候間、何もけちゑんハお
なじ事にて候得ば、かの鶴つかいのあとを御とむらいあれかしと存候。
それは近比にて候。さやうに候ハゞ、みなくまいり、いしヲひろふて
まいらせうずると候。』²⁵

十二 熊坂

か様(に脱カ)候者は、みのゝ国赤坂の宿ニ住居するものにて候。今日ハあ
をのが原のあたりへ参り、心ヲな(ぐ脱)さまばやと存る。僧を見付て、
つねごとく。
此当に左様の人はなく候が、いや御尋についておもひ出たる事の候。い
にしへ熊坂のちやうはんを申て、たるい大はかのあたりにて、夜打がう
だうさまぐのあく「ヲ」なしたるものゝ候が、この人の事にて候ハゞ、
かたはしうけたま「わりたる通り物語申さう。

先熊坂のちやうはんを申人は、北(?)国がたより出られたると申が、国
々のぬす人のたうりやうにて、国土のものをあつめ、こゝかしこにてあ
くたうヲいたされたるが、はてさまニは此あを野が原のかたわらニ住たま
いたると申。そうじてちやうはんは、はじめはしやうじき成人にてあり
つるが、太事の事にて候ぞ、ある時しんるいの中にて、いへぬしの見る
まへにて、蔵のかぎヲとつぱしり出られ候間、しんるいはかぎヲとりかへ
さんとおつか候間、かのちやうはん、道のしるき所にてとりおとした』²⁶
るていにて、かぎヲふみ付てにげられ候間、しんるいはかぎヲとりかへし
たるとよろこびたちかへり候得ば、彼ちやうはん、ふみ付たるかぎのあ
と「手」本にさせ合かぎヲこしらへ、彼者の所「×」へしのび入、蔵お
あけ一せきをとり、それよりぬすみはもとでもいらす面白きものと心得、
爰かしこにてあくたうヲいたされたと申。また此所にてはてられたる
様躰は、いにしへ都に三条の吉次信高とて、「こ」がねおあきのふあき人
のありけるが、毎年高にヲ作りおくへ下り候を、かのちやうはん是ヲよ
くぞんじ、何様と申さんとて、く「つきやうのぬす人ヲ七拾人あつめ、

其まゝ夜とうをかけられ候間、うんのきわめのかなしきは、彼吉次所にうしわかどのと申御方の御ざありたるが、吉次ヲ頼ミおくへ御下り候を、かの者どもはヲゆめにもしらず、我さきニとみだれ入候を、うしわかどのこわきにかまへ、むかふぬす人を不残ころしたまふ。のこるものども、あるいハ爰かしこにかゞミ、うしわかどのニわたり相ものもなく候所に、かのちやうはんうしわかどのニ渡り相、ひじゆつとつくしたゝかいけれど、それになかな』わずして、牛若どのにうたれ、六拾三と申にあしたの露ときゑたまひたると申が、御尋ふしニ存ル。それはうたがいもなき、熊坂の長半のゆふれいにて御ざあらふずる。あくたう人の事なれば、一入つミもふからうずる間、此度お僧にま見へ、一ぺんのゑかふニもあづかりたくぞんじ、姿をま見ゑたと存間、此「×度」所に御たうりうあり、ちやうはんのあとヲ御とむらいあれかしと存ル。」

十三 あこぎ

是ハ此当の者にて候。今日ハちとはまへ出テ、心ヲ慰ばやと存ル。僧ヲ見付、つねのごとく。

先此浦の惣名を、ふたミのうらとやらん申。またはあこぎがうらとも申候。則その子細は、此浦のうを、太神宮へ御供にへ上申により、つねの時はかたくせつせうきんだんにて、むさとうをゝとる事ハなり不申候。然所に、この当にあこぎと申狩師の御ざありたるが、よるゝ此浦にしのび出あミヲ引候を、始ハ人も不存候へども、たびも重り』ければ、此浦のもの見付存知て、ぜひと此者ヲとらゑて後代のためしにせいはい

仕らふずるとて、毎夜ねらい申事を、かのあこぎゆめにもしらずして、また有「×時」夜しのび出あミを引申所を、ねらふもの共ばつとよつてとらへ、日比のねんりきこそとゞいたれとよろこび、扱「い」か様三してころすべきぞと申せば、かたはしより申は、此うらのうをゝぬすミたる者なれば、ふし付にせよと「×て」申せば、尤と竹を取よせずにあませ、彼あこぎを其上に引たをし、かたはしよりくるりゝとひんまいて、四所五ところほどしつかと」ゆわせ、扱大き成いしヲくゝり付て、此浦の一のふかき所（に脱カ）だんぶとしづめたと申。則その狩師が名によせて、△あこぎが浦と申などゝ承り候。されども△御哥に、いせの海あこぎがうらに引あミも、たびかさなればあらわれ「×やせん」ぞする、とよませられたる△御哥の候得ば、いにしへよりあこぎが浦と申たるかなどゝ申人も御ざ候が、△委は不存候。それはうたがいもなき、いにしへの阿こぎがゆふれいにて御ざあらうずると存ル。』

十四 舟橋

是ハ此当に住居する者にて候。今日ちと罷出、心ヲ慰ばやと存ル。いや、是ニ見なれ申さぬ若（を）僧の御入候。』先哥のおこりういかにと申に、いにしへ此所ししの（び懸）づまにあこがれたるものゝ御座有たるが、所ははしヲへだてゝ、女はむかひの者、男は此方のものにて御ざありつるが、毎夜此はしこのうへにて出合申たると承り候。然所に兩人のおやえヲきゝ、如何様然べき』ゑんおもむすばんと存所ニ、か様のふるまいくせごとにてあると申て、色々きやうくん申候へども、さらにがてん

もいたさず、毎よ出合候間、中ニも男のおやの存ルハ、しよせん橋があればこそかれらが出合候得、兎角此橋いたヲ式三間とりはなしおき候を、かの者はヲゆめにもしらず、先男のかたよりも、迎の女はおそくきたるふしんなりと存、むかいへばかりに目を付ゆくほどに、彼とりはなしたる所へだんぶと入、むなしく成て候。迎の女は此よしもしらず、橋ノほと「り」に人かげの見多たるはまさしく我つまニてあると』おもひ、そのまゝはしりゆくほどに、是もかのとりはなしたる所へだんぶと落、むなしく成申て候。なんぼういたわしき事ニて候ぞ。扱式(一)人のおやども此よしヲ聞、おどろきさわぎ、いそぎはしりてあこがれ候得ともかなわず。せめてしがいなりとも見申度とて、しがいヲ尋候へども見ゑ不申候処ニ、ある人の申され候は、水にしづミてしがいの見へざるには、には鳥ヲ舟にのせてこぎまわれれば、必しがいの上ニて鳥がな(脱カ)よし被申ければ、さあ(一)前カ)らほと庭鳥ヲたづね候得ども、此さの(一)前)りやうには庭鳥御ざなく候間、爰ヲ以テ御うたに、あづまぢのさの、舟ばしとり「×は」はなし、また橋をとりはなし』たる所ヲもつてとりはなしとも、二せつに承り候が、いづれが本ぜつぞ、我等も委は不存候が、御尋ふしんニ存ル。

扱はうたがいもなき、いにしへのしのびづまふうふのゆふれいにて御ざあらふずると存「×候」間、二人の者のあと(を脱カ)御とむらいあり、それよりいづかたへも御とをりあれかしと存候。』

十五白楽天

是ハせつしう住吉の明神に仕へ申、末社のしんニて候。申までもなき事ながら、我朝は小国とは申せども、神国ニて候へバ、何事も目出度御国ニて候。さあるによつて、たいとうより我てうヲうかゞい申候。其子細は、唐のたいしのひんかく白楽天と申者、是ハ大唐ニてもちゑ第一ノものニて候が、日本へわたり、日本のものゝちゑヲはからうずると申て、我朝へおもむき候を、住吉太明神御存知有て、彼白楽天ヲ日本のちへ入たてゝはかなふまじいと有て、いかにもいやしきぎよふのすがたにみヲげんじ、小舟にとり乗、西の海松浦がおきに待給ふ。然所ニ、かの白楽天はじゆんぶうにほヲあげて来ルほどに、程なく松らが沖に付。明神つりヲたれて御ざあるヲ見付テ、あれは日本のものかといかけた。明神、日本のちにて日本の者かとなうほど「×の」おろか成ものニて候ほどに、かれがちゑのほどもしたり、心安しとおぼしめし、いかにもおしだまつて、是こそ日本のものよ、扱御身は唐の白楽天かと仰られれば、白楽天大きにおどろ「×き」みて、われはじめて此土に来ルに、白楽天と見る事ふしんなんと』申、先日本には何ヲもてあそぶぞ、ととひかけた。明神、日本には哥およミてあそび(一)候、扱唐には何事ヲもてあそび(一)給ふぞ「と」御申候得バ、唐には詩ヲ作りて心ヲなぐさむ、さらばもくぜんのせ(けカ)しきヲ詩に作りてきかせうずるともうして、白楽天ハ頓而詩ヲ作る。明神「も」それによそへて哥ヲよミたま「×ふ」ゑば、白楽天大きにおどろきて、扱々日本にはあれていのいやしきものだにも哥ヲよミ候ほどに、ぢやうろふ立はさぞああ(一)前)るらんと申。明神、中(一)ノ事、日本には我等(一)ごときの者「×か」ハ申に不及、鳥るいちくるいまで哥

をよみ候とて、その正哥かどもお御物語被成候へば、さばかりのちゑ第一の白楽天も、大明神に「たばかられよは」と成候折ふし、明神御申候は、たゞ日本のみやこへ御出あつては御ためいかゞ成、是よりそろりと御もどりあれと御申候得ば、白楽天もがてんせられ、すでもどるべきとせられ候ヲ、明神、しばらく御待候得、此ほどかいろにおもむき給ふりよはくのつれづれなぐさめ御申あらうずるとて、少の間御とめ被成た。其間に、我等が様成まつしやにも罷出、よそながらなぐさめ申せとの御事により、是まで出テ候。いそいで参らう。誠白楽天がいかにかちゑ第一の者なりとも、明神「と」はなるまいぞ。』いや、じんづうヲ多たれば、せつなが間ニ松らは(がカ)おきについたが、白楽天が舟はどこにあるぞしらぬ。いや、あれに見ゆる太せんが白楽天と見へた。ちかづよつて何事ぞとひかけられてはいかゞちや程に、只是からかなでゝもどらう。めでたかりける時とかや。やらゝめでたやゝな、唐土にまさる神国なれば、楽天がちゑかなわすして、もどるべきとの御事なれば、是までなりとて末社のしんハ、く、本ノやしろにかゝりけれ。

巳持ひテ出テ、まいやうあり。それ成は、うたいやうもせりふもかわる。もり久のきりもうたふ。つねノ末社のうたいニてもくるしからず。』

十六あらし山

か様ニ候者は、和州三吉野のざおうごんげんに仕へ申、末社のしんニテ候。申までもなき事ながら、我等のすむみよしのゝ山は、天下ニかくれもなき花のみやまニテ候。其中ニもちもとの桜は、取わきかくれもなき

名木ニテ候。是ヲききしめ「×」され、ゑいらんありたくおほしめ「×」せども、ゑんまん十里のほかゑはみゆきなりがたく候得ば、ちもとの桜のたねヲ取て、都のにしあらし山ゑうへおかせられ、それへ御ゆきあつて花ヲ御ゑいらん』(脱アルカ)被成候が、花も心ありてよくさかへ申候。然ば当今に仕へ御申有神下しんどの、花の盛ヲ御らんじてそも「×」んあれとのせんじヲかふむり、只今あらし山ゑ御付ニテ候所に、こもりかつての両神かりにいやしきものとげんじ、こゑことばヲかわされ候が、重而きどくヲ「×」をがませ御申あるべきとの御事ニテ候。其間に、只は何とて御ざあるべきぞ、我等がや(う脱)成末社ニも罷出、何ぞ一きよく仕、なぐさめ申せとの御事ニより、是まで出テ候。かのまれ人はどこ本もとに御座有ぞ。さればこそ是に御ざ候。いそひで御れい申さう。御礼申候。是(は脱)みよしのゝざわう「ごんげん」に仕へ申、末社のしんニテ候。是までの御出、目出たう「×」存ル。最前こもりかつての両神かりにあらわれたまひて、御ことばをかわされ候。かさねて誠のすがたヲ(脱アルカ)申されうずるとの御事ニテ候。その間、たゞは何とて御ざあらうずるとぞ、我等がやう成末社ニも罷出、一きよく仕り、御ねむりのさまし申せとの御事ニテ候が、何ぞ一きよく仕らうずる。かしこまつて候。めでたかりける時とかや。やらゝめでたやゝな、かゝるめでたきおりからなれば、末社の臣しももあらわれいでゝ、うたいかなで、是までなり』(脱アルカ)とて末社の臣は、く、もとのやしろにかへりけり。

さらば、御暇申候。

是ハあわのなる戸に住居する者にて候。此所にたつとき御僧の一げをおくらせられ、毎日(〇)ありがたき御経ヲ御どくじゆ被成候間、いつも参り御きやうヲちやうもん申候間、今日ハかなわざるひま入候て、おそなわり申て候。いそいで参らばやと存ル。今日ハおそなわり申て候。つね(〇)とく。』先ございせうのつぼねと申たる御方は、きう中一のびじんにて御ざありたると申。道盛のきやうとふうふにならせられたる(様)躰は、ございせうのつぼね拾六と申せし春の比、女院ほつしやう寺へ御花見の御幸かきのありし時、ございしやうのつぼね御ともなり。道盛も其時ぐぶ被成しに、ございせうのつぼねヲ只一目御覧じて、其まゝおぼしめしまどわれ、▽あの女方おとおぼしめしそめたまひてより、△御ふミたまづさのかずのミつかわされ候得ども、とり入たまふ』事こともなく候所に、女院此由きこしめし、かたじけなくもミづから御返事ヲあそばし、道盛のきやうとふうふに御なしあり、御ちぎり不浅御ざありたると申。扱あつかまた此所にて御はて被成たるやうだいは、平家ハせつつの国一ノ谷にちんヲとり、生田の森と一ノ谷と間ヲ太勢ヲもつてかためられ、用心きびしく被成候所ニ、源氏ハ六万よきを武手にわけ、大手からめ手よりおしよせたまふほどに、なにかわもつてたまるべき、さうのふうちやぶり平家の御一門あまたうたれ、とるものもとりあへず御舟にめして、「四国西国へ心ざし落給ふ所に、おりふしなミ風あらくふきて、かなた此方「×」とゑちりくニならせられ候が、ございせうのめしたる御舟は、此あわのなるとへふき来り候。其時道盛のきやうのらうどうにくんだのたき口ときかずと申も

の、ございせうのめしたる御舟ニ参り申様、道盛のきやうはみなと川のあたりにて打じに被成たるよし申ければ、ございせうのつぼねきこしめし、こはいか成事ときもたましいもきへはてさせ給ふが、もしたすかりたまふ事もあるべきかとて、「二三日もな』げげきくらし御ざ候へども、またとたよりもきこゑねば、もはや命ありてもせんなしとて、夜ふけひとしづまりて、月の入かたヲにしとさだめ、なむあミだ仏ととなへ、二月十四日のあけぼのに、身ヲなげむなしく成たまひたると申。▽これヲ見て、御ともの女房立「×」も身ヲなげられたると申。△誠にあわれと申さぬ人もなく、あたりの舟の内までも、なミだヲながさぬは御ざなかりたると申。我等の間及たるは、如此にて御ざ候。是ハふしぎ成事お被仰候もの哉。我等のすいりやうには、女しやうは「ござい」せうのつぼね、今一人の老人は、道盛のきやうにて御ざあらふずると存ル。道盛ノきやうハ此所にてハ御はてなく候得共、ございせうのつぼねとのふかき御ちぎりなり、その上ふうふハ五百のちぎりとやらん申伝へ候へバ、ふうふ一所にあらわれ、御きやうをちやうもんありたると存候間、弥々御経ヲ御どくじゆあり、道盛夫婦の御ぼだいヲ御とむらいあれかしと存候。』³⁶

十八田村 前ニ、地主の桜をおしへもする。

か様(に脱)候者ハ、清水の門前ニ住居するものにて候。今日も清水へ参らばやと存候。是には(符カ)見なら(符カ)れ申さぬ(〇)御僧の御入候。

先当寺清水寺と申は、仁玉(王カ)五拾一代平せい天皇之御宇、だいだう式年の御さうく、坂の上ノ田村丸の御ぐわんにて立られたると申。其

ゆへは、昔大和小嶋寺にゑんちんと申しやもんの御ざありたるが、我等しやうちんのくわんぜおんのぢきにおがミたきと明暮念願被成候所に、ある時よど川の水上にこんじきのひかりさし候間、彼「しやもんふしんヲなし、尋来りて御覧じければ、此たきつばにいた「×し」りたまふ。則せんじゆのぶつぞうくわうみやうかゝ（くカ）やくとあるヲ御らんじて、扱は我日比のねんぐわんかなひたるとてらいヲなしたまひ、又それより山上ノかたを御らんずれば、ともし火のかけほのかに見へ候間、是もおも尋上り見たまへば、老翁こつぜんとしてまします。いかやう成御方ぞとたづねたまふは、我ハ是ぎやうまいこじ、といゑり。此地に住で七百才（？）、なんじしやもんハ」此所にあつて老人のだんなヲ待、太がらんヲこんりうすべしとて、東ヲさしてゆき給ふほどに、しやもんのまんどくあさからず御ざありたると申。扱また田村丸の御こんりうの様躰は、其比せいしうすどか山にきじん住で、国土のたミヲなやまし候間、田村丸にちよくしを立られ、すどか山のきじんおたいらげ候へとの御事なり。田村丸、てうてきなどの御事こそ候得、きじんヲたいらげ候得との御事はめいわくニ存られ候へども、ちよくしの立たる上はせひに不及、かしこまつたと御請ヲ被申、まづ当寺へ「御参りあつての御りうぐわんには、今度すどか山のきじんやすくとたいらげ候ハズ、かならず当寺ヲこんりうあるべしとの御りうぐわんヲ立られ、扱すどか山へ御出候へば、鬼神も此由を聞、す千（？）ぎニ身ヲへんじ「×て」出むかい候得ども、太じ太ひの御ちかひにや、安々ときじんのたいらげ給ふ。さあるによつて当寺を御こんりうあり、清水寺とがくを打、今の世までもありがたきみ寺

にて候。先我等のきゝおよびたるは、如此にて候。是ハ言語道断（？）の事ヲおふせ候もの哉。則是成ミだう』は、田村丸の御ゑいヲ作りこめ、田村だうと申候が、扱ハお僧たつとくましますにより、田村丸宮もりのていにてあらわれ、御ことばヲかわし御申ありたると存候間、有難き御経なども御どくじゆ被成、田村丸の誠のやうだいヲ御覧あれかしと存候。

十九かね平 太夫のかいヲとりて、左ニかたげて出ル。又、舟ニ乗てから見付てもくるしからず。一あらふしぎや、此舟ニハ人の乗たるあとがあるよ。」

か様ニ候者は、此所のわたしもりにて候。今日はそれがしの渡し番にて候間、いそいで渡さば」やと存ル。是成御僧はむかいへ御越あらば、舟にめされ候へ。何と、むかいより此方ゑこしたると仰候か。いや、左様ではお（り）やるまい。此所のたいほうにて、人の渡し番をそれがしの存ル事にてなし、それがしの番ヲ人にしらせ申さぬ大ほうにて候が、御僧はもふごう（筋カ）を仰候か。畏て候。御たづねありたきとハ、いか様成御事にて候ぞ。

先木曾さまのかミ吉仲の御さいご、今井の四郎かね平の御事ヲいかにと申に、木そどのハ北国のいくさに打勝、』かつに乘て都へ打て上らせられ、おごる平家ヲ西国へおいくだし、御いせいなめならず、せいしやうがいにまかれ（セカ）られ候間、みかどはよりともに、いそぎ木曾がらうぜき御しづめあれ「と」の御事なるヲ、木そどの御存もなく、一かふに「平」家をほろぼしたまわふずるとて、げんりや（く脱）元年正月拾三日に都ヲ御たちあるべしとの御事なるニ、東國のよりともハ、いそぎ木

そどのゝらうせきしづめんとて、のり頼、義経ヲ大将として、其勢六万よきヲさし上せらるゝときこゑしかば、木」そどの大きニおどろき給ひ、先宇治、瀬田のはしヲ引て兵物どもニふせがせんとおゝせられけれども、其比「×其」方々へさしつかわされ、木そどのゝ御せいなかりしかば、せはたは大手ニてあるぞとて、今井ノ四郎は瀬むかい給ふ。宇治のかたゑはたての六郎、ねのひの大弥太、にしな、高なし、山田の次郎をつかわさるゝ。然所に、源氏には六万よきヲ武手ニわけ、せたゑはのり頼(一)大将としておしよせ給ふ。宇治方へはよしつね大将にて、宇治橋のつめにちん』のとりたまふ。宇治、勢田共ニ橋はひかれたり、おりふし水はまさり、そのふこすべきやうもなかりし所に、ささきの四郎、かち原の源太ヲさきとして、宇治川へざつと打入こさる間、我おとらじとうち入くこされければ、何かわもつてたまるべきぞ、うち橋の口打やぶられて、木僧どのの兵者共ちりくになりたる所に、いなげの三郎はからいにて、勢田の口ヲも打やぶられ、木僧どのの京中にてさゝゑ給ふ事もならず、今一度かね平に御相被成度おぼしめし、やうく京中ヲかけ」のび、せたらさして落給ふ。またかね平はせたにてさんくニ打もらされて、今一度木そどのゝ御目にかゝりたきとて、都をさしてのぼらるゝが、誠両方の御ゑんもつうじけるか、大津打出のはまにて木そ殿かね平にゆき合、互になのめならずの御よろこびにて、そのまゝかねひらはたヲ上候へバ、又三百き計あつまり候間、此せいにてさいこの御かせんあらうずるとてたゝかいたまへども、はや其勢もうたれ、後には木僧どのとかね平「と二きに御成候得ば、かね平」今は是(まで脱)なり、あの松原へお

ちたまゑ、かね平も』頼而まいらんとて、木僧どのヲおとし申、ぬしはあとに残テさんく)にたゝかい、木曾殿うたれ給ふと聞て、其まゝ御じがいありたると申。先木そどの、かね平の御さいこの様躰、我等の間及たるは如此にて候。

是ハふしぎ成事(を脱カ)仰候もの哉。扱はおそうは木その山がより御出と申、殊更たつとき御方なるにより、かね平の御ぼうしん舟人と成、舟ヲこし申されたと存候。左様ニ候ハゞ、しばらく御逗留あり、木そどのかねひらの御ぼだいヲ念比に御とむらいあれかしと存候。ことく、

二十狸々

是(は脱)もろこしきんざんじのふもと、やうずの里に住居する者にて候。今日ハ此処の市にて候間、罷出よきかいものもあらばかいとらばやと存ル。また此あたりにかうふうと申人、いつも此市に出、酒ヲあきない申さるゝ。あれへ参り、酒ヲもたべて心ヲ慰はやと存ル。やれく、今日ハおびたゝしい市の立やうかな。いかに申候。今日ハ天気も能候により、いつくよりも殊外にぎやかに御入候よ。我等もとく罷出申さうずるヲ、内証に』用の事候て、おそく出申て候。左様の者ヲ我等もしかと見申たる事もなく候得ども、去人の物語ヲ聞た事の有ほどに、語テき「か」せ申さう。惣じて狸く)と申者は、畜類にてあると申。其子細は、唐のげんけん)と申者、はうけいといふ所にて見たりしは、狸々はさんこくの間に一所におほくあつまり居たと申すが、尾は長くして、木にのぼり、よく物ヲ言と聞ゑ候。扱かの狸々ヲ取には、里人酒ヲもつて道のかた

わらにおき、草ニてはきものゝ様成ものをこしらへ待候得ば、かの狸々酒ヲもつ」て我ヲとらんとする事ヲしつて、其ものゝ名字ヲ呼テ云やうは、汝我をとらんとするはかり事ヲ知りたり、いそいでそれヲすてゝかへれ、といふ。里人聞ぬかを「×□」して待候へば、頓而かの酒のほとりに立寄テ、先心に酒ヲなめ其味ヲ見て、さいさん心ミをするにしが、い次第に多くなるによつて、まへかど我をとらんとするはかり事ヲわすれて、則かのげきヲとつてはく。其時里人、彼狸々ヲとらゑて、べんすいにて是ヲうつて其血ヲ取、せいたんのそむるに、血老斗（16）あると申。又狸々毛トテ、其毛ヲ取、筆ニもゆうと申候。山谷が詩に（16）云・くわうらうはくらうしてびんらうくれなゐな「×る」り・ほうゆうあいよんでしゆちうにおつ・まさにてちにしてげんぎよにたくミなるヲもつて・身ヲしつしきたつてくわんじやうこう・と成、と作られて候。か様の事も、畜類なれば人間には智恵もおとりたるゆへかと存ル。然ども人間も酒ヲすこせバかならず心みだ「×れ」るゝ時は、まし「て」や畜類の身ニてハ尤かと存ル。さあるによつて仏も五戒（16）の内にいれ、いましめ「給ふ。さりながら有せつニハ、酒は百薬のてうとほめ、かんをふせぎ心ヲはらし、じゆみやうヲのべふつきともなり、酒に十の徳あるとい得バ、一段めでたき物成程に、狸々狸々（ニ）字（一）酒ヲあいするならば、じゆみや（う）脱（16）長おん（ニ）も御ざあらうずると存候。まづ我等ノ承りたるは、如此にて候。扱はいつちも此市に出テ酒ヲたべ申者は、狸々御ざ候な。やれゝゝ、是ハめづらしい事ヲ承候。是と申も、「×□方」其方いよゝ富貴に御なりあらうずる（16）ざいさう（16）にて御ざあらうずる』間、弥々酒（一）こしらへ、御待あれ

かしと存候。さあらばまづ只今は罷帰り、重而参り様子ヲ承ずるにて候。

二十一 げんざい夜鳥

是（ハ）脱（16）源ノ頼政の御内に仕へ申ものにて候。去程にそれがし罷出る事、よの儀にあらす。それがし頼奉りたるよりまさの御身の上に、一太事成事の出来た。其やうだい（16）いかにと申に、東山上の森のかたより、夜半計とおぼしき時分に、黒雲がきん中へおゝいて、御門おびゑ「給ひ、御のふしきりに有し程に、貴僧高僧ヲせうじ、種々さまゝの御きとうども被成た「×る」れども、其しるし更に御ざなく候間、さあらばはかせヲめしうらなわせられければ、はかせうらかたに引合テ申様、是たゞけしやうの者のわざにて候間、武家に仰付られいさせられたらばしかるべし」と「×て」申上る。さあゝ（一）前（一）らばとあつて、たれかけしやうのものをいつべきものやあるとせんぎ有て、いやたれゝゝとあつても、此「け」しやうの物を仕らうずる者は、頼正ならでは有間鋪とて、よりまさのしたくへちよくし』（16）おたて被成るれば、頼正は、てうてきなどの御事こそあれ、目ニも見ゑがたきけしやうの者ヲ仕れとあるはめいわくなれども、ちよくめいの事なれ者せひに不及、かしこまつたと御請ヲ被申、今夜だいに伺公あつて、彼けしやう（ハ）脱（16）者ヲいて御らんあるべしとの御事にて候。▽たのふだ御方も太事ニかけ、此けしやう（16）いあふせずハ式度人に面をむけまじいと（16）の御内ぞん（16）にて候間、△か様の一太事ハあるまじいと（16）の申事也。しかれども我等のぞんずるは、頼正の御手がらのほどは

存じてあるほどに、うさんニも御座ない、いおとし申されうずるはうた
がいもな「け」れども、▽心のたけきまゝに、いそんじたらバ御じがい
おも」被成れうずるとおぼしめすと見へた。只今も申事くうさんハなけ
れども、△命にかけらるゝほどの事じやほどに、御うんきわまりたらば
矢盡がちが「お」ふずるとぞんじて、我等ごときのもまでもせんび
くうことにて候。此度の事じやほどに、御供に参りたいとぞんじ候が、
またきけばいのはやた只老人めしつれられ、よの者は一人もつれさせら
れ間敷との御内ぞんあると申が、是ハ我等が為にはまんぞくの至りじや。
乍去、もし御たづね候ハゞ、こなたへしらせてたまり候へ。其分心得
候へ、く。』¹⁸

二十一 刈茅

此所の者と御たづねは、いかやう成事にて候ぞ。安きあいだの事、御や
ど参らせうずる間、ゆるりと御やすみ候へ。女、ワキ座ニなれる。

あれは高やへまいらざるよしいふ。

扱は、高野不知案内の御かたと見へ申て候。女性は是までにて、山へは
上る事ならず候。御用の事候ハゞ、あのおさなき人ヲ御のぼせ候得や。

中々のこと。と云て、太ノ方ふひつこむ。子、かうやへ上る。シテニ相テ、「立婦、

く」といふ時、

時（昨カ）ふの暮ほどに女性の旅人「×」を留申て候へバ、今夜の暁空く
なりたまひて候。又おさなき」人の候ひしが、高や多人ヲ尋にのぼらせ
られて候。あまりふびんニ御ざあるほどに、尋にのぼり、此事をしらせ

申さばやと存ル。いや、是へ御下りにて候。いかに申候。是まで参る事、
よのぎにてもなし。御身のは「×」わ、今夜むなしく成たまひて候ほど
に、御迎に参りて候。中々の事、とくく御下り候へ。子ヲつれてかへり、

母を見せて、子のく時¹⁹。（脱アルカ）なりと云時、嘆の中の御なげき、尤にて候。生

死の習ハ御身一人にかぎらぬ事にて候程ニ、左様ニ御心得候へや。我等高

やニぞんじたるひじりの候ほどに、是ヲよび下しけうやう申』さうずる「×

□候」間、御心安くおぼしめし候へ。我等もふしぎ成旅人ヲ留しゆへ、

なきおもひヲ仕候。いそぎ罷上り、聖に此よし申さばやと存ル。急候程

に、彼あんじつにつきて候。聖ハ御内ニ御ざ候候（衍）か。^{大夫、がくや}

や、我等にて候。只今参る事、別の子細ニ「×あ」候ら「ハ」ず。此ほど

女性旅人を留めて候得ば、此暁空く成たまひて候間、此け「×し」うやう

あつて給候へ。ツレて来り、「此人の事にて候」。大夫みて、「かへらう」と云。「×時」

何と、御かへりあらうずると候や。しばらく、聖の御十念も時ニこそよ

れ。行ゑもしらぬたび人なれば、我等ごときのもまでもそとろに落涙

申に、まして「御出家の身として、むゑんの者を御とむらいあつてこそ

御出家なれ。殊更日来だんなに成「×て候」申も、かやうの時頼ミ申さう

為也。左様ニ仰候上は、たのもしからず。此上ハせひに「×□」およばぬ、

以来申承まじく候間、いそぎ御かへり候へ。

左様の子細おぼぞんじ候わで、あらけなく申たる事、面目もなく候。さ

りながら、此山のふもとにてむなしく御成候事、ひとへに大師の御はか

らいかと存候。いそぎ御名乗候て、よろこばせ御申候へ。中々、空く御

成候上はくるし』³⁰からぬ事、急テ御名乗候へ。

ワキ、いづみ小二郎。「いづみハ御暇たまわりて、御前ヲ立て出ければ、御前(の脱カ)侍面々(に脱カ)、いづみめんぼく是成と、うらやまぬ人こそなかりけれ、

く。

中入

是ハ当国ノ住人、いづみの小二郎と申(×もの)御方に仕へ申者ニて候。某只今これへ出ル事、よの儀ニあらず。頼奉りたる小二郎殿、犀川多御出被成候。其子細は、頼朝犀川の辺へ御狩へ御出被成、あさばやまへ御つきあつて、しばらくよものてい御覧被成、此川は如何様やうありげに見へてあるが、何と云川ぞ、くわしく存じたる者はなきか、と御たづね被成ければ、御供の一人々おほき中に、さがみの守御定承て、さん候、此川おぼさい川と申、と申上られければ、頼朝きこしめして、そもさい川と云子細はいかに、と御ふしん被成候処ニ、さがみの守、いやべち成子細ニても御さなげに候、たゞさいと申ものゝ住と申てさい川と申よし承及たるよし申上られしかば、扱(×は)其さいと云者はいか様成すがたぞ、と仰られ候所に、其時御前の人々、さいのすがたはくわしく不存候が、大方承たるハ、いただきにつのひとつあり、水中へ入ぬればさながら水は五尺さつて、其身はしよてうすいのこくうをかけるごとくに御座あると申伝へ候よし申されければ、頼朝きこしめされ、其さいのつを取て、御家のでうほうに被成べきとあつて、御供の中にたれか其さいのつを取まいら「×せ」すべき物やあるとの御定ニて候所に、その時さがみの守、されば御供の人々、何もくつわ者ニて候中に、とりわきたれくくと申たりとも、さいのつをとつて参らせうずるは、いづみの小二

郎ならではあるまじい、とたしやかに申上(ら脱カ)れしかば、則小次郎ヲ御前多めし出され、此川に住さいのつを取て上よと仰付られければ、小二郎御定承て、やすき間の御事、とつて上申そうずると御請ヲ申、御前ヲ立テ、頓而かるくくと出立テ、只今さい川へ出られ候程に、われらごときのもので御ともニ参らうずると申せば、たのふだ人被申候様は、大ぜいにて参りとりゑたりとも、さらニ手がらに成まじい、小二郎まいるほどに、あとよりあとより(四字衍)参たる者あらば、くせ事たるべしと仰られ候へども、此度ノの(衍)事は一入太事ニ存ル間、御あとに残りてもきづかいにていられまじい、小二郎どのを大切におもふ人々は、いそぎさい川のほとりへ出られ候得、それがしヲ初而罷出候ぞ、かまいて其分心得候へ、く。

ちくせん

二十四 濕衣ワキ、諸国ノ見の僧、道行あつて、そめ川に付にけり、く。

ワキいかに此所の人の渡り候か。問此所(の脱カ)者とおたづねは、如何様成御用ニて候ぞ。ワキ此川おぼ何と申候ぞ。問此川ハそめ川と申候。ワキ又是成しるしハ、いかやうなる人(の脱カ)旧蹟ニて候ぞ。あれハぬれ衣ぬれの女と申女の旧蹟ニて候。立寄心しづかに御一見候へ。ワキころへ申候。問御用之事候ハゞ、重而仰付られ候へ。心得申(て)候。

此内ニ太夫出テ、いゝかけあり。

是ハ此当に住居するものニて候。さい前いづくともなきお僧の御出候て、そめ川ヲ御尋ニて候ほどに、おしへ申て候。次にぬれ衣の女ノ旧蹟ヲも

おしへ申て候が、いまだあれに御ざあるか、参て見申さばやと存ル。

いや、最前の御僧はいまだ是に御ざ候。中へ、さきの男にて候。い

まだ是に御ざあるか、御目にかゝらうずるとぞんじ、参りて候。近比

御心ざしのほど、しうちやく申て候。扱、かたぐゑたづね申度事の候。

夫は如何様成事にて候ぞ。此所ノ人ならば、ぬれぎぬノ女之事、あり

〔原なり〕平これまで御出ありたるか、御ぞんじならばかたつて御聞

せ候へ。つねごとく。先最前も申ごとく、是成川はそめ川ともうす。亦

いにしへあり原のなり平、宇佐の使に御下向時、当国此たか〔はせれ

じまのじとうたいらのさだぶんのもとに付たまひしに、さだぶんのむす

め色このみのひとと聞召て、ゆかし「××」くおぼしめしてもや候らん、

なり平一首のうたヲよみて、息女の「××」方あつか〔は脱〕されたと申。

その御うたハ、そめ川ヲわたらん人のいかでかわ、いろに成てうことの

なからん、とあそぼしつかわされ候得ば、さだぶんのそく女の返哥に、

なにしをは〔？〕バあだにぞあるべきたはれじま、なみのぬれぎぬきる

といふなり、と返哥ヲいたされ、御ちぎりヲこめられたるなどと申つた

へ候が、たしかには「不存候。去間ぬれぎぬの女と申いわれは、いにし

へ此たわれじまのじとう、ちくぜんの守さだぶんのそく女、ち「××」つば

におくれ、けいぼにて御ざありたると申。然所ニ、けいぼまゝむすめ

にくみておもわ〔？〕れ候には、何ともシテあのむすめヲうしない申さん

と色々にたくミ、あま人のぬれぎぬヲとつて、かのそく女のね屋へしのび

入てそく女にぬ〔？〕れぎぬヲきせおき、あま人と心ヲあわせ、ぬす人に

せんとたくミ、左様の躰にもてなし候所ニ、彼そく女ハ其たくミヲ夢ニも

しらず候所ニ、あま人我ぬれぎぬの見ゑぬよしヲ申て『爰かしニ尋あり

き、かのそく女のねやに御ざ候ヲ見付たるていにて、何とて我等のぬれ

ぎぬおぼとせられて候ぞと申て、大きにかこめ候ほどに、そく女我は

「ゆめにもしらぬと」かたく申候得ども、かねていゝまわしたることな

れば、たれあつてそくじよの尤といふものもなければ、父このよし聞テ、

天下のたいほうなれば、ぬす人にかたふどなし、ふびんには存候へども、せ

ひなしとて、其まゝむすめヲがいして、きぬおばあま人にかへし候所に、

かのむすめ父ノゆめに見へて一首のうたニいわく、ぬぎゝするそのたばか

りのぬれ衣は、ながきなミだのためしなりけり、とよミ、うら」みたる

けしきにてさめとなくとおもへば、ゆめさめぬ。かの父大きにおど

ろき、そのまゝけいぼヲりべつ仕たると申。それより、ぬれぎぬと申つ

たへ候。最前より申ごとく、くわしくは不存候。

是はふしぎ成事ヲ仰候。いにしへの、平のさだぶんのそく女にて御ざあ

らうずるとぞんじ候。此所の女に、御僧の御目ニかゝり、左様のことを

くわしく物語申さうものはなく候。お僧たつとくまします間、ぬれぎぬ

の女にて御ざあらうずると存候。左様ニ候ハ、ぬれぎぬの女の御ぼだ

いヲ御とむらいあれかしと存候。』⁵⁵

二十五飛雲

是ハ本山み熊野のごんげんニ仕へ申、末社の臣にて候。さるほどに只今

是へ出る事、よの儀ニあらず。ほんさんの山ぶし、出羽のはぐる山ゑ参

られしに、木曾の山家にてひうんと申おに、ほんさんの山伏の命ヲとら

ん為に、彼ひうんらう人のすがたに出立、薪を「脱アルカ」いかにも気色面白紅葉などの有所に薪をおろしおき、やすむ躰ニもてなし候所ニ、山伏たちも何となく詞ヲかけられ候へば、彼老人悦び申、頓而命ヲとらん為、色々面白き物語などを仕りかけ、紅葉の名所などおもくわしくかたり、兎角して命をとらんとすれども、さすが山伏と申ハかたじけなくもゑんのぎやうじやのあとヲ次たまふほどの山伏なれば、いかでかさうなふとらるべき、惣じてゑんのぎやう者と申は、いにしへヲたづぬるニ、大和国ちわらのさとのひとなるが、^⑥是よりつねの人間にはかわりたり。

其子細は、『行者の御母おつとのさいあいもなく、日月のやうきをうけくわいにんせられ、ゑんのぎやう者生れさせられたり。然るに行じや、^⑦是まで其里にも住もせで、葛城山岩屋ニこもりいて、ひほうヲおこない、鬼神おもしろがゑ、おもひのまゝにさしつかい、我身も心のまゝにこくうお「×ヲ」もかけり給へり。かほどお（たカ）つとき行者のあとヲつぎ給ふ山伏の御事なれば、中へ命ヲとる事ハ成間鋪い。殊更ひうんと申おにが、山伏の命ヲとらんとするも（をカ）、権現御存知あつて、いそぎ此末社ニ立こへつげしらせよとの御事ニて候間、只今木曾の「山家へ参る。いそひで参らばやと存ル。誠ニ、いにしへの行者はきじんおも心のまゝにさしつかい給ふに、其あとヲつぎける山伏の命ヲとらんとするは、いか成ひうん成ともたち所ニてめいわくいたし迷惑いたし（五字衍）、取事ハ成間鋪候。乍去、山伏達も油断せられたらば、いかやうの事ニあわれうずるもしれまじいと存ル。神通ヲゑてくだれば、せつなが間に信濃国木曾ノ山家についたが、さて山（伏脱）達ハいづくにいらるゝぞ。さればこそ是

ニいらるゝが、さんたくにくたびれられたる躰ニてあり。扱もせう躰もない躰かな。い』や、此分ニてハ時刻がうつる。いそひでつげしらせさう。いかにきやく僧、是ハ熊野々ごんげんよりの神ちよく也。さいぜんたきゞヲおひて御身に詞ヲかわしたるは、此山ニ住ひうんと申おに成。御身ヲたぶらかし、命ヲとらんとする間、行力ヲもつて命ヲとられ申などの御事にて、則権現よりの神ちよく成。其分心得候へ、く。

（以下、冒頭から途中までの行間に書かれた詞章）
らん上

是ハ本山御熊野ノ権現ニ仕エ申、末社ノ神ニテ（候脱カ）。去程ニ、唯今是へ出ル事、余ノ儀ニ不有。本山ノ山伏、出羽ノ羽黒山へ被参候所ニ、木曾ノ山家ニテ飛雲ト甲（申カ）鬼、本山ノ山伏ノ命ヲ取覽為ニ、彼飛雲老人ノ姿に出立、薪ヲ■テ、如何ニも気色面白キ紅葉ナドノ有所ニ薪ヲ於道（路カ）師置、屋住躰ニモテナシ△（候カ）所ニ、山伏達モ何ト無言葉ヲ被掛△（候カ）得バ、彼老人悦ビ申シ、頓テ命ヲトウ（ラカ）ンタメ、イロく面白キ物語ナドヲ仕リカケ、モミヂノ名所ヲクハシク語、兎角シテ命ヲトウ（ラカ）ントスレ（以下欠）

二十六紅葉持（狩カ）

やれく、見事成紅葉哉。爰元はちけいもすぐれて「面白き所成ば、是ニびやうぶ立な「×し」らばまく打まわして、みなくくこんのきこしめし候得や。たれニておりやらせませすぞ。こなたのハたゞさる御方ニて候が、あれニたゞせられたるは何と申御方ニてさむらふぞ。そなた

のあれもちては是もちにて(も脱カ)あれ、こなたのはたださる御方とばかりお申しやらしませや。

末社らんじやう

是ハ八幡八まん宮ニ仕へ申、武「×内」氏²⁰と申末社の臣ニて候。それがし只今是へ出る事、『よの儀口あらず。よこの将ぐん平のこれもち、信濃国とがくし山へ分入らるゝにより、我等もしんちよくヲ請、たゞいまとがくし山へ参る。其様躰ハ、とが「×し」くじ山ニきじんすんで、国土の人をうしなひ候間、しやうぐんこれもちの方へちよく脱し立て、とがくし山のきじんをたいらげよとの御事也。これもち、てうてきなどノ御事こそ候へ、鬼神ヲたいらげよとの御事は迷惑に候得共、せんじなれば是(非脱)ニ不及、かしこまつたとお請ヲ申、とがくし山へ分入れ候間、太かうの人なれば、きじんの太いちす」べき事は心にかけもせで、道すがら紅葉持(狩カ)などヲし、またしかなども狩、ゆふく成躰ニてくだけられ候所ニ、彼きじんは本よりじんづうほうべんの者なれば、はや此由ヲ聞テ、これもちたぶらかいテ命ヲとろふずるとて、女とばけ、とがくし山の紅葉たくさん成(岩尾のそびへたる)所に、まくうちまわしびやうぶ立ならべしゆゑんノいたし、これもちヲ待かけテ居る処ニ、たぶらかすとは夢(?)にもしらで、是もちかのていヲ見て、如何様成御かたぞと使ヲ立られ候へバ、たゞさる御方ノ紅葉狩と計返事ヲ申。』⁵⁸ 維持きいて、よし／＼如何様の人ニてもあれ、上郎の道のほとりの紅葉狩ならば、かた／＼乗打いかゞとて、馬よりおりてひそかにとおられしに、待まふけたる事なれば、彼女出てこれもちのそでヲ引へ、御入あつて老ツきこし

めせと申。見ればうつくしき女也。これもちの心もよわ／＼と成テとゞめられ、そのまゝ酒をのむほどに、せうだいもなくたべゑい、せんごもしらずふし申さるゝを、鬼神はよきじせつと待、命ヲとらんとするヲ、八まん太ぼさつ御存知あつて、さばかりの「×是」これもちヲきじんにやみ／＼と取らせてはいかゞなり、いそぎ此武氏ニ立」越ゆめのつげしらせ、鬼神のたいらげさせ「よ」との御事成ニより、是まで出テ候。いそぎ参らうずる。いや、神通ヲゑて下れば、せつなが間にとがくし山ニついたが、彼是もちほどにもにいらるゝぞしらぬ。さればこそ是にいらるゝが、あら心安や、先何事もないほどに、まんぞくいたいた。誠ニ此人は、みるほど人ニすぐれたる人躰哉。さこそ此人ヲ平のこれもちと名付事は、七才のとしおちのこれかけと申人ヲうつて候得バ、あまり世ニこゑきよう第一の人ニてあるとて、しやうぐんがうを給わつて、夫よりよこのしやうぐん平のこれもちと、天下にかくれなき人也。』⁶⁰ いや／＼、じこくうつてかなふまじひ、いそいでつげしらせ申さう。いか

に平の是もち、慥ニ聞給へ。さきにうつくしき女の、御身ヲとゞめ酒ヲ参らせたるは、人間ニてハなし。皆此山のきじんと成、御身ヲたぶらかし命ヲとらんとするヲ、八まん太ぼさつ御存知あつて、いそぎ武氏ニ立越ゆめのつげしらせ「×よ」、きじんのたいらげさせよとのしんちよくお請、只今武氏参りたり。「則八まん宮より御はかせ被下間」これにてきじんヲ安／＼とたいらげ、いそいで上落あるべし。あら、正躰なのていや。とう／＼目をさませ候得、／＼。」

か様ニ候者は、都加茂の明神に仕へ申、末社の臣ニて候。誠ニめでたき事ニて候ぞ、我てうは小国とは申せども神国ニて、仏法はんじやうし、何事も目出度御国ニて候。これと申も、くにぐにれいしんあまた地ヲしめて御ざあるゆるなり。中ニも当社の御ことは、王城のちんじゆニて、天下ヲまもり給ふ御神也。殊更いのりをかけ申ほどの御事ハ、何事も思ひのまゝに御ざ候により、くにぐにさいぐ所々より』しんがう申、参り下向の人々ハおびた、敷御事なり。扱また人間はしやうぢきヲもとゝし、神ヲしんぜば、仏とも成神「×と」ニも成わ(玉カ)ひ候。それヲいかにと申に、当社明神のいにしへは、昔かもの里にはだのうじ「×め」女にと申人あり、朝暮かも川へ出て水ヲむ「す」びて神ニたむけ御申有。ある時川上よりしらはのや一すぢながれ、むすび給ふおけの中へながれ入候を、何となく取テ我が宿にかへり、のきにさしおきたまへば、ほどなくうじ女く(わ脱カ)いたいせられ、則拾月と申に御さんのひぼをととき給ふニ、玉ヲのべ「×な」たる「とく」成男子ヲうめり。其子さんさいノ時、汝がちゝはと「×ま」といへとゑバ」とへば、⁽²²⁾のきにさしおきたる矢ヲおしへ給ふ。其時かの矢なるいかづちと成、天に上り給ふ。是則、わけいかづちの神なり。されば其まゝ御子ともニ神と成わ(玉カ)ひ、加茂三所ノ御神と「×いわひ」名付、⁽²³⁾下かも、中かも、上加茂とて、れいげんあらたなる御神ニて候。扱只今ばんしうむろの明神の神しよくの御方、とうしやゑ御さんけい被成候。むろの明神ととうしや「と」は御同一躰なるにより参詣申さるゝ間、明神うれしくおほしめし、やんとなきすがたニて』ゆき相、

とうしやノめでたき子細御物語被成、重而きどくヲおがませ申さうずるとて、先神がくれにしたまひて候。其間に、只は何とて御ざあらうずるぞ、我等が様成末社ニも罷出、一きよくおも仕り、慰め申「せ」との御事なるにより、是まで出候。いそひで御れい(脱アルカ)申上候。是ハ当社明神に仕へ申末社の臣ニて候が、只今の御参詣、近比めでたう存る。則当しや明神より、我等がやう成まつしやニも罷出、一きよくヲモ仕り、おねむりヲさまし申せとの御事成ニより、是まで罷出テ候が、何ぞ一きよく仕らうずるか。たゞし何と御ざあらうずるぞ。かしこまつて候。いそひでひとかなでいたさう。めでたかり「け」る時とかや。舞うたい、つねととく。』⁽²⁴⁾

二十八氷室

是ハ丹波国ひむろ「×ノ」の明神に仕へ申、しんしよくの者にて候。只今はへ出る事、よの儀ニあらず。扱も此ひむろの明神と申は、仁王拾二代けいこう天皇の御宇に、「ミ」かりのぎやうがうの「×御ぎ」御座あるに、六月朔日の事成「×□」しが、「×有くわうやニみゆき成候所ニ」一村の人家見へ候。其一「×時」村より、時ならぬか「ん」ぶうしきりにふき来りて、ぎよいの袖そでにうつり、さながら冬「野」のみか「×き」りの「とく」に御ざ候間、御門あやしミたまひ、かの一村へミゆきあつて御覽あるに、家内にゆき「×□」かふりヲたゝへ「おき」申ヲ、みかどふしぎにおほしめし、是「ハ」いか成事ぞと御たづねあれば、ある「じ」のおきなこたゑて申やう、夫せんかには、「し」せつ、かうせつとて薬のゆき有、此おきなもか

たのごとく、や「×」くせつとおくくづく仕るにより、そくさいゑんめいニ御ざ候、と申上る。さあらバやくせつ「×」トそなゑ奉るべしとて、則みかどへ氷ヲそなへ奉り、それよりひのもの「×」「×」ぐごと申事(24)とはじまりて候。其後爰かしこにひむろヲかまへしが、「此」比ハ舟(丹カ)波国くわだの「×」郡(やう)に氷室(ひむろ)ヲかまへ、六月朔日に我きミへひのもの「×」ぐ「×」ヲさげ申候。まづ是ハ氷室の子細なり。それニ付、とうぎんに仕へ御申ある臣下どの、此所へ御下向ニて候間、御れいヲ申さばやと「×ぞんじて」ぞんずる。(25)「×罷出テ候」御礼申候。是ハとうしや明神ニ仕申、神しよくの者(25)にて候。此所へ御下向、めでたう存ル。扱当社明神よりの御たくせんに、只今の御参詣、何よりうれし「×う」くおぼしめし候間、しばらく御逗留候得、神のすがたおもあらわし、ひの物(の脱カ)ぐ「×そなゑたまふけしき」を「まのふで御めにかへ「×御申あるべき」申さうずる、との御たくせんニて候間、しんぐわ(26)たくしなく御きねん「×せん口口候」あれかしと存候。「扱」我等ごときものがゆきヲこい候得ば、時ならぬゆきふり申候間、ゆきおかふて「×たちまち神りよ「×に」のきどくヲ」御目にかへ申さうずるニて候。「×われ一人ニてもなく候と云て」やれ、一段の御機嫌に申上た。今老人を呼出し申う。「×みな」のふく、いさしますか。「×中く是二いる」が「何事ぞ。いや、「×へちの事ニてもない」当今「×ニ」の臣下どの御下向にて候ニより、我等も御礼申たが、ゆきヲこふてみせ「よ」と御申被成るゝほど(27)に、いざともくこわしめ。心得た。あふぎひろげて、いろくあり。ゆきかふく、あられかうく。あらさむや。あ、したゝかにつもつた。いざ

足(足を)をころばし(シ)ニせうまるめう。ゆきころばかし、く、あらつめたやのふ、く。くいらく「×なか」。さ(ら)脱カは是ヲ、ないじん(ころ)ばしいれう。(上欄外に「扱もく、大きに成た。是を内陣へ納めう。内「×ニ」へいる、心ヲする。ゑいく、あふ。是ハいかな事、まはんぶんにわれた。さらば、いまそつとこわしめ。ちとうすゆきヲこわふ。ゆきこふく、あられかうく。我「×」家のかき「×」や木に、ふ「×」れやたまれかうく。(65)

二十九白鬚

か様ニ候者は、江州白鬚の明神へ仕へ申、末社の臣ニて候。申までもなき事なれども、国々にれいしんあまたちをしめて御ざ有とは申せども、当社の御事は、ご百さいに至るまでかくれもなき御神也。其子細は、しやくそんとそつ天よりあまくだり、是よりひんがしに仏法ぐづうの所ヲ御たであるべしとて、あしのはにめして、まんく「たるくう海へ風にまかせて御出候所ニ、当国志賀の辺ニてなミのうつおとヲ聞たまいて、是ニて仏法かいひやくあるべし脱」とて、めしたるめしたる(四字衍)あしの葉ヲぬぎすてたまふ。其時つりのおきな一人出相、此所へ我住家成ヲ、仏法のちまたになすべき事かなふまじひ「×」よし被申ければ、尺尊ちからなくて、すでにちやつくわうどにかへらんとしたま「×へば」ふ所に、東北(方カ)よりやくし女来出給ひ、翁にむかい子細をいかにとのたまひければ、翁(66)こたへて被申候は、我人じゆ六千さいのはじめより、此山のぬしなり、此水海千年すぎてはあし原と成、又千年すぎてはもと

の海水と成しおも、一度ならず忒度ならず、七度迄見たる翁なり、此山のぬしはわれならではあるべからず、とのたまへば、其時葉し女來、われ人じゆ忒万ざいのはじめより此地のぬしなれども、御身ニ相て多きなきゆへま見(え脱カ)ず、此山のぬしは我也、尺尊此所ニて仏法ヲひろめ給へ、とかたく御約束あり、葉し女來は「ひんがしへとび給えば、尺尊ハちやつくわうどにかへらせ給ふ。其時のおきなは、今の白鬚の明神也。尺尊其後でんぎやう太しとむ(ま脱)れかわりて、くわんむ天皇と御心ヲ壺ツにして、ゑんりやく年中にひゑひ(山脱カ)のたて給ふ。さあるによつて、寺がうヲゑんりやく寺と申也。先是ハ、此所の物語。当今に仕へ御申あるしんかどの、せんじをかふむり、只今とうしやへ御參詣被成候間、とうしやかりにつり人と成、大方じんびの様躰御物語被成、重テきどくヲおがませ御申被成67りやうずるとの御事ニて候。其間に、只は何とて御ざあらふぞ、我(等脱カ)がやう成末社ニも罷出、一きよくおも仕り、麻(慰カ)め申せとの御事ニより、是まで出候。いそいで御礼申そう。
是より、つねノことく。
うたいも舞も同じ。

二十老松

安楽寺の門前の者とおたづねは、いか様なる御用ニて候ぞ。 所の者、御前ニ候。 せりふ、つねノことく。
まづ此安楽寺(に脱)おひて、老松、「かう梅ばどのノ子細と申は、都きたのノ天神、いまだかんせうくニて御ざ候ひし時、しへいのおとどの御さんげんニより、ゑんぎ元年正月廿九日ニ此所迄御下りあつて、誠ニあら

ぬすまひニて候間、都の事ゆかしくおぼしめし、こち風のふき候ヲ五もじにおかせられ、御うたヲあそばされたと申。其哥は、こちふかばにおいおこせよ梅の花、あるじなして春なわすれそ、とか様ニよミたまえば、此梅夜の間「×に」出来申候。是ハ都ていしやうに「×ニ」うゑおかれたるかんしやうぜう御ちやうあいの梅なるが、御ゑいかの心ヲかんじ来る68』とあつて、飛梅と見(名カ)付給ふ。またこなた成松は、梅のあとヲしたひおひ来ルニより、おい松となづけ給ふ。扱両木此所へあらわれたるヲ、かんせうじやうめでたしとよろこびた給ふ。其子細は、梅ハ是むざいおんるのしうたんをとむらい、松は又きらくほんまふのぢつたいヲあらわすと、かやうの事ヲ思召時は、御本望ヲ御とげあるべき事うたがいなしとて、てんばいがみねニ御あがり有、ほんでんニいのりたまへば、なむ天まん太ぢざい天神とくわんヲ御あげ被成候間、扱はほんでんより大じざいに被成候うへは、御ぐわんぢやうじゆ成(リ)とて、それより色々28の事ありテ、ゑんぎ拾六年ひのゑ子ノとしニなるいか「づちとなつて都ニ上り、ざんにんに(ノカ)ともがらおも心のまゝしたが多、今ニ北野々天まん大じざい天神といわれ、れいげん28あらた成御神也。さ有によつて両木ヲモ末社といわい、則おい松の神、紅梅どのノ神とあがめ申候が、只今の御尋「×は」、ふしん(に脱カ)存ル。 是ハきどく成事ヲ仰候もの哉。それはうたがふ所もなき、おいまつ、かうばいどのノ神、かりにミヤもりのていにげんじ、御ことはヲかわされたと存候。左様ニ(?)候ハズ、■(暫カ)御逗留被成、しんくわたくしなく御きねん有、かかねてきどくお御おがみあれかすと存候。近比ありがたう候。』69

是ハ陸奥きや(う懸)の郡に住居するものにて候。今日ハきやうの市にて候間、罷出市人ヲも見て、心ヲ慰ばやと存ル。先此所の市ヲ、きやうの市と申。取分此市ニおひて、よの里になき物(を脱カ)うりかい仕候。それヲ、にしき、ほそぬのと申候。惣じて人間の男女夫婦の中だちと申ハ、その「×□」身のたうかんなき物か、あるいはしんるいかまたハよきゑんのもつて申定候が、此所の太ほうにて、にしきと申木ヲいろどりかざりて、我夫婦に成べきと存ル女」のかどにたておき候ヲ、女同心仕ればそのまゝとりいる。またあふまじきと存ルおつとのたてたるにしき、とりもいれず候。是が則、夫婦の中だちの木にて候。然所に、とあるおつとの候へしが、ある女ヲおもひかけ、かのにしき、かざり女のかどにたて置候所ニ、かの女のちゝは、可然ゑんに「て」もないとぞんじけるか、其にしき、とりもいれず。お(箭カ)男ハいよゝあこがれ、あたらしくこしらゑてハたてかゑ、三とせの間お(たカ)つるほどに、せいきもつきけるか、頓而男ハむなく成て候。なんぼういたわしき御事にて候ぞ。女此よしヲき、かほど』⁷⁰まで、我をおもいてたてたるにしき、むなくしたる事のかなしさとて、頓而その女もむなく成たる間、女のちゝ母此よしヲ見て、扱は両方共におもひ合たるをしらずして、武人ながらうしないたる事のかなしさよとなげけどもかなわず。さあらば夫婦の者のとりおき仕らうずるとて、立置たるにしきと兩人のものをひとつのつかニつきこめ、則にしきづかと申ならわし候。またほそぬのと申は、とりのはにておりたるぬのにて候が、いにし

へ、わし、くまたかと申者があれ、おさあい者ヲこくうにつかんでうせ候間、そのまじないの為、おさあいもの」にさせたるぬのなれば、いかにもはたばりせべきぬのにて候。只今の御尋、ふしんニ存ル。それはうたがいもなき、いにしへにしき、ヲ立、むなく(なり脱カ)たるもの、ゆふれいにて御ざあらうずると存ル間、しばらく御逗留あり、かの夫婦の者ノあとヲ御とむらいあれかしと存候。』⁷¹

三十二檜墳

いかにお僧へ申候、其塚の辺へ御より被成候事は御無用にて候。さん候、其塚は去夫婦の人のつかにて候。櫛つむ者候得バ、必塚の内よりゆうれい出でテ、恨ヲなし申候。左様の時は立所にて空なり申候間、しきミヲ手ニ持給ふ事、御無用にて候。その子細は、先此所ハ南都の領にて候間、南都の代官此所ニ住居仕候を、何と申たる子細やらん、当所の者ども寄合、彼代官「ヲ」夫婦ともにころし申て候が、其執心にてありげに候。進(近カ)比²⁹ありがたき事ヲ仰候。左様ニたつとき御僧ならば、少もくるしかるまじいと存候。先我等は御暇申候。又重而御用の事候ハ、承わらうずると候。心得申候。

三十三草薙

勢(熱カ)田の社人にて候。恵(心懸)の僧都へ行、礼ヲいふ。尋時、如常語間にて、くさなぎの劍の子細ヲいふ。ひの川』⁷²上のおろちたいじの事、扱景こう天皇第二皇子大和武ト現じ東夷退治の事、草ニ火ヲかけた「×□」

り尊劍ヲぬいてくさヲながれたによつて草なぎといふの説、專いふ也。
二ノ句、うたがいのなき大和武尊たちばな姫■(頸カ)給ひ、御経ヲ聴聞
有たると存候。いよ／＼おこたりなく、御誦(？)り候へかし。

三十四岸洞

か様ニ候者は、高丸の鬼神に仕へ申けんぞくニて候。扱も田村の五郎
としなり、三百よきにて、此三年が間御在陳ニて候。我等がおやかたの
一太事ニて候。先此としなりと申は、代々武遍の家ニて、はくふをとし
しげの將軍と申。其子はとしひとの將軍、奥州岩瀬(はつせ)のこふり田村ノがう
にもふけ給ふニより、田むら丸と申候。奥州より都まで三百(ロカ)に京ち
やく被成たる間、いか成神のけしんぞと、皆人ふしんのなし申候。また
田むらの御はかせ、いそやわうと申劍ニて御ざ候。またずかびめと申
は、立ゑぼしと申鬼神ニて候が、田村丸と夫婦ニて候得バ、今ハはや
ぎやくしんと見へ申候ほどに、赤頭(あかじ)の四郎どの、御うんのつきたるゆへ
と存ル。はやめん／＼の身の上まで一太事にきわママ(衍)り候間、けん
ぞくもよび出し、かけおちの用意いたそうする間、皆々其分心得候へ、
／＼。

三十五生贄ノ前也

案内とはたれニて渡り候ぞ。やすき間の事、おやど参らせうする間、
奥の間へ御通り候へ。見申せば足弱衆ヲ御ともニて、殊ニおさなき人も
御入候が、是ハ何方より何国へ御出被成候ぞ。それははる／＼のたび

ニて候。ゆる／＼と御くつろぎ候へや。や、おもひ出て候。明日はふ
じの生勢(せう)ニて候。此よし(申)さう。いかに申候。我等はつたと
しつねんして、御宿参らせ候。明日は富士の御池へ人をそなへ申候が、
此宿にとまりたるたび人に闘事をとらせ申て、一の闘を取たる人ヲにへ
にそなへ申候。夜中なりとも御立あれかしと存候。さればこそ、旅人の
役にて候。何方へなりとも、早々御出候へかし。』尤ニて候。更ば、
此方多御出候へ。シカ／＼。中人シテ、ワニヒレフシ泣(？)居タリ。

三十六富士山

是ハせんげん太ぼさつに仕へ申、末社の臣ニて候。然るに此ふじ山と申
は、三國ぶその山ニて候。それヲいかにと申に、◎昔もろこしよりほう
しと甲(甲カ)者此国にわたり、不老不死の承(承カ)を求(？)ン為に來り
候が、今又◎しやうめいわうに仕へ申者此土ニわたり、菓ヲもとめんとて
此富(土肥)山へ尋入候処ニ、太ぼさつ出給ひ、こと／＼く御菓ヲとゞのへ
御申候。殊に当山の御菓ヲぶくするともがらは、諸病さつて寿命長(30)おん
なる事うたがいなし。猶も権現、かぐやひめ御姿ヲあらわし、不承(死カ)
の菓ヲ「×□」もろこしのちよくしに(脱アルカ)御申あるべきとの御こと
にて候。如常末社也。

三十七諸社

語り聞也。
先幡州諸しや山と申は、我朝の始、いざなぎ、いざなみのみことの御子、

ひるこ、そさのふのみこと悪神にて、天しや(う魁)太神御代に即たまいしを、代をひるがへさんとテ、大和国宇多のこふりに城郭をかまへ、一千の剣をそろへてこもりたもふ。天しや(う魁)太神けやぶり給ふ。数千のけんをや⁷⁵ぶ⁷⁵「×り」と書て、ち「ハ」やぶるとよミ申よし承候。それより尊は出雲国に御下向候が、先当山にて狩ヲめされ、山のいげんいふて、如此ほめたまいしより、則尊の名をかたどり、諸「×しや」杜山といふ。あとニても山ヲほめたがよし。殊更是成桜は、則御本尊と一躰分神の様ニ申候。如此ニ候。

三十八千引

御前ニ候。かしこまつて候。がくやニ向、いかに此内へ案内申候。是ハかさいどのよりの御使ニて候。此所の千引の石を他国へ引出し、千々に御わりあるべきとの御事ニて候間、いそ⁷⁶ひで石ヲ御引候得。たといひん女成とも、此事そむき申ならバ、此所にはかなふまじきとの御事ニて候。とう⁷⁶御出あれとの御ことニて候。皆々承候へ。此所ノ千引の石ヲ他国へ引出し、千千にわりすへ有べく候間、女人ニよらず、いそいで石ヲひかれ候へ。其分心得候へ、⁷⁶。わらハひとりして
シテ詞ニ「孤石ヲ
引ウ⁷⁶ト云時、
何と、此石ヲかた⁷⁶ひとりしてひかうずると御申候か。夫に御待候へ、其よし申上うずると候。いかに申候。あれニ女の候が、此石ヲ孤してひかうずると申候。畏て候。こなたへ渡り候へ。」⁷⁶

三十九信() 夫 ヤト呼出ス。

何事ニて候ぞ。畏て候。誠ニ是ハ日本一の御事ニて候。いづぞや御壳被成たる者は、ぶしやう者にて中⁷⁷つかわれぬとて、殊外御はら立ニて候。かれらは一段若き者の、たつしやそう成ものニて候程に、いそいで御やりあらうずると候。更バ、追付舟ヲ出し申さう。心得申て候。

宿トイト間ボ(ゴカ)イシテ、舟にのせてかいヲ取、漕出する時、「此舟は殊外沖へ出ル」ト不審スル。笑シイ牒ヲシテ、

間まことによ御らうぜられた。事のほかこうしやニて候。此舟はあのおき()成嶋へ付て、あれニて荷ヲ積⁷⁷て行舟にて候ほどに、扱か様に漕申候。中々、あれへつけ申候。いや、兎角申内に舟がついて候。「あがらせられて、御休ミ候得。いや、此処ニて用を(脱アルカ)荷を(も)つミ候得ば、手間が入申候。たゞ御あがり候て、御やすミ候得。我等もおりて休申さうずると候。二人ながら
あがらせテ、いかに案内申候。買主出ス(ルカ)。

いや、それがしニて候。頼だ人申さるるは、先度参らせたる者は御意にいらぬよし承候ほどに、只今よき者ヲ式人参らせ候よし御申候。則是に御文の候。

中⁷⁷、一段すくやかなるわかき者ヲ、二人つれて参りて候。あれ成わかきものどもの事ニて候。心得申て候。さらば、またかさねてまい⁷⁷らうずると候。畏て候。

四拾寒山

門前の者と御たづねは、如何様成御用にて候ぞ。中⁷⁷、寒山十徳ハ、折々此所へ御出候。殊今夜八月も熊なく候ほどに、定而頓而御出あらうず

る間、しばらく御待あつて御相候へ。寒山十徳出テ、うたいに「御身の事お申なり」と云時、しばらく、かた／＼はむさとしたる事ヲ御申候。とう／＼かたはらへ御のき候へ。ワキ「せつぼうさせ、御きかせ候へ」と云時、左様の望ならば、それがし所望申さうずる間、かた原に御忍び候得て御聴聞候へ。「かまひてむさとしたる事を仰候な。いかに御兩人ゑ申候。今夜面白き月の夜にて候ほどに、よもすがらせつぼうヲ御のべ候いて、御きかせ候へや。せつぼうすきて、うたいに「心ヲらゆき(の脱カ)、きし(エカ)て何とかなりぬらん」と云時、最前の人人の候か。是へ御出あつて、心しづかに御聴聞候得や。かつこ所望の時も、狂言云事あり、ワキより直に所望する時も有。』87

四拾一 驚 はじめいゝたて

是ハ八ゑんぎの御門に仕へ奉る者にて候。誠ニ此君けんわうにてましませバ、すにより吹風条をならさず、民戸さしラせず(ぬカ)御代なれば、四季折々の御遊びかずをつくし給ふ。今日はしんぜんゑんの池の辺へ御幸有テ、御遊びあるべしとの御事也。其分心得候へ、／＼。

四拾二 太世太子

是ハ天竺ハラらない国の御門、太世太子に仕へ奉るものにて候。扱も此君国土の民のひんなる事をかなしミ給ひ、ぼんでんにきせひし給ふ。其時龍のたから如意宝珠ヲ太世太子ニあたへ給ひ、則宮中に納たまゑば、七珍万宝みち／＼たる御事にて御ざ候。頓而辻々に高ふだお立、たからを民ニ御あたへたまゑば、「×如」女老人来り、我われ(ニ)字(符)カ)たからの

望さらになし、如意宝珠を一目おがませたまゑと申。いや／＼、宮中ふかく納りたり、それは叶ふまじきと仰候。其時かの女申様、望をかなゑたまわんこといつわり也、おがまんと申。さすがりんげん出て忒度かへらず、たまをおがませ給へバ、かの女けしきかわりて、玉ヲぬすみて龍宮にかへりぬ。しかれ者ぼんでんたいしやくもともなひ、龍宮ヲ御したがへ有べきとの御事「×なり」にて候ぞ。其分心得候へ、／＼。

初めあいしらひ

畏て候。皆々承り候得。ひん成民ニ、たからヲあたへ給ふべきとの御事也。いそひで参り候へ、／＼。

三会盟 はじめいゝたて

是ハもろこししんのていわうに仕へ申、官人にて候。去程にりん国にてうわう(と説カ)申て御ざ候が、しん皇より会盟有べきとのちよくしを立られ候処に、今日互に国の境へ御幸有て、御酒ゑん有べきとの御事にて候。此(旨カ)相心得候得、／＼。ワキよりよび出ル。御前ニ候。畏

て候。てうわうの内こ。* 誰にて渡り候ぞ。頓而御殿へ御うつし候得。

うたい「くわんぎよなり(こ)しもこ」とわりや、／＼。中入。扱々、目出度事の候。日来望におほしめす所のでう「×の」へきの玉、御所望候処に、てうわうやす／＼と御出シ候事、君の御よろこび以外の外「×ハ」の御事にて候。則此所ヲだいと被成、しばらく御逗留あつて、てうこくまで御したがへあつ(符)るべきとの御事なれば、民百姓に至るまで、そせうの事あらバ、いそぎ罷出、そうもん申候得。其分心得候へ、／＼。誰にて渡り候ぞ。しばらく御待候へ、其

よし申上げうずるにて候。いかに申上候。てうわうの臣下りんしやう
と申者、珠のきづを申上シガ為に、只今さんだい申て候。

貞享貳年二月廿八日書之

豊前国宇佐宮住

賀徳氏

豊後うすき稲葉右京様御内

大蔵又左衛門宿所にて書之(印記「永北ノ之印」)

大蔵又左衛門正本

大蔵弥右衛門伝

「(後見返)

翻刻補記

- (1) 不明字の下部に「力」を重ね書きして「勢」とする。
- (2) 「他」は「あたり」と読むらしい。ただしこの用字が見られるのは本曲のみ。
- (3) 「せうせられ」にアクセントを示すと思しき符号がある(図4参照)。
- (4) 「寺」に濁点がある。
- (5) 「」内は「誠まこと二でんしやとは申ながら」のように書かれているが、補入ではなく、別の詞章を記したものかも知れない。その場合、「さすが御ごとは申ながら」と続くのかも知れないが、読み得ない字があつて明らかでない。
- (6) 「望所」を転倒符で訂正。それに従う。
- (7) 「せんほ」にアクセントを示すと思しき符号がある(図5参照)。
- (8) 「さ」が行頭にあり、その上方欄外に「○」印があるが、意味不明。
- (9) 「ハ」の右に見せ消子符号のようなものがあるが、消したのかどうか不明。消す必要のない字。
- (10) 「ある夕暮ニ」と「にわう兵部きやう」の順序を入れ替える「上」「下」の指示があるが、しばらく底本の形のまま翻刻する。
- (11) 「者」の草体の上に「盤」の草体を重ね書きするが、底本では「盤」の草体は「ワ」または「バ」と読む「は」に使い、一方「者」の草体は原則的に「フ」と読む「は」には使っていないので、ここも「トリワナシ(鳥は無し)」と読ませるために仮名を改めたものであろう。因みに底本は、「ハ」と読む「は」には原則として「者」の草体を用いており(例外は「二二例中「波」の草体一例と「ハ」二例のみ)、本曲でも「取り放し」の意の「とりはなし」の「は」はすべてそうである。
- (12) 「是」が行頭にあり、その右上方欄外に小さい「○」印があるが、意味不明。その前にワキの詞が入ることを示すか。
- (13) 「御申あ(り)」のあたりの右側に墨線が引かれているが、消去の符号か。

(14) 長い「し」の上に「番」が書かれているが、「し」は消されていないと見なす。

(15) 以下、詩の冒頭と各句末に「。」印が打たれている(ただし最後の分は「と成」の後に打つべきものを誤る)。便宜「・」に置き換えて示す。

(16) 「御内ぞんある」の右に墨線を引き、「御事か」と別の詞章を記す。なお下の「是」の右肩に「△」印があるのは、「御事か」からそこに続くことを示すか。

(17) 底本、山冠に「犀」の訛字に作る。

(18) 「而」と「罷」の間の右寄りに「。」印があるが、意味不明。

(19) 上欄外に「実母也」の頭注(本文と別筆)がある。

(20) 「内」と「氏」は重ね書きされており、前後を必ずしも判じ難いが、後出はすべて「武氏」なので、「内」を「氏」に改めたものと見なす。

(21) 底本ではこの例と次の例において「とかくじ山」と「し」に濁点があるが(他例はすべて「とかくし山」)、一般的発音であったかどうか疑問があるので、他には及ぼさないこととする。

(22) 「汝かちくはとまといてとゑハ」の「とまといてとゑ」を墨線で消し、右に「とへは」と記すが、「まといてとゑハ」を「とへは」と改めたものと見なす。

(23) 「いわひ」「い」が行末、「わひ」が行頭にある(2)の「わひ」の上に「名付」を重ね書きし、「い」は消されていないが、「いわひ」を「名付」と改めたものと見なす。

(24) この「事」は行末の加筆で、衍字。

(25) この上方欄外に「神主とも」と記す。「神しよくの者」を「神主」とすることもある、の意か。

(26) この前後の「」内は上欄外に記されたもので、初めに書いた「われ一人」二つとも「」を消して、別の詞章を書き直している。「云て」には消去の墨線が

引かれていないが、消したものと見なす。

(27) 「に」の右下、「い」の右上に「。」印があるが、意味不明。

(28) 「れ」の上に「申」を重ね書きしてあるように見えるが、「いわれ申」で文を終止する別の詞章を示したもののか。

(29) 「にげ」を転倒符で訂正。それに従う。

(30) 「長」に濁点がある。

(31) 「ましませば」に対し、「ましますにより」という別の詞章を記したものであろう。

(32) 「の」の右下、「て」の右上に「。」印があるが、意味不明。あるいは「て」の清音符か。

図1 前見返



図2 本文冒頭

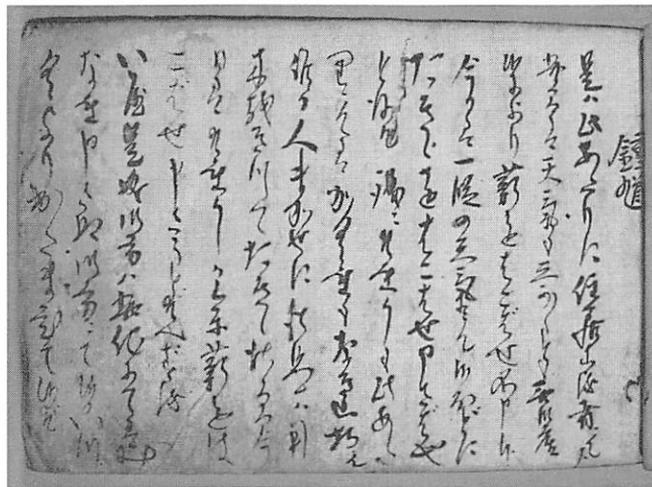


図3 後見返



図4



図5

